

午前10時01分 開会

○議長（永井 正君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付いたしております議事日程第5号により行います。

日程第1により、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告の順序により、発言を許可いたします。

○26番（原 克実君） 朝1番というのは、何日目になろうとも、さわやかで緊張感の走る時間でございます。きょうは私は1番でございますが、さわやかにやっていきたいと思っておりますので、最後までよろしくお願ひしたいと思っております。

まず、通告に従いまして扇山ゴルフ場の件から質問をさせていただきたい、このように思いますが、この調査会を含めて、それから議案質疑、一般質問の中でこの扇山のゴルフ場の問題につきましては、さまざまな立場から議員の方が質問をいたしました。私なりにこの扇山のゴルフ場の件、果たしてどうなるのかなというこのポイントから、何点かについて質問をしたい、このように思います。

ここのゴルフ場の問題が、扇山ゴルフ場の方から市の方に話があったのが8月17日ですかね、平野社長から預託金の返還の問題について協議がなされた。そのときにどういう話があったかというのは、これは当事者同士ではないとわかりませんが、今日新聞に載っている状況から言いますと、浜田市長は、経過は十分に理解をしている、要望を真摯に受けとめて、しっかり検討して対応したいということでコメントしていることが載っております。

本来私たちが、協議会のところでも私も申し上げましたけれども、常に行政側は「行政責任、行政責任」ということをしきりに助役も述べておりました。私は、商法上、行政責任というのはどこに生じるかなという疑問を感じましたので、あえてあのときに質問をさせていただきましたが、本来この預託金の問題は10年前に発生したもののですね。そうしますと、本来は商業者として一つの株式会社扇山ゴルフ場を運営するリーダーとして、またリーダーの下には取締役会もあります。そういう中でそういう方が、なぜこの10年間、その危機状態がわかりながら、この10月から預託金の返還が始まろうとするやさきにこういうことを市に言うてくるということは、どうしてかなということが、私は一つの疑問になりました。その点、行政としてはどういうことを感じておられるのか、その率直な意見を聞かせていただきたいと思います。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

支援要請が早くからわかっていたにもかかわらず、急な支援要請であり、また行政の方の支援の救済措置、提案が急であるという御質問でございます。私ども、この預託金問題については、過ぐる議会でも、どうするのかというような御意見・御質問をいただいておって、この預託金については大変苦慮いたしていたところでございます。その間の取り組みといたしましては、私ども、非常に経営状況がよくなかったため、この経営状況をまず立て直すべきであるというようなこともございまして、また私どもの入る前からの役員会におきまして、経営改善を図るべきであるというような役員会での、委員会を別につくってこれの経営改善に向けての取り組みもいたしておりました。それを引き継いで私ども、就任したわけでございますが、この立て直しをするには、やはり常駐できる民間出身の経営者を入れるべきであるというようなことで、民間の経営の実績のある現在の社長を就任させて経営改善に取り組んでいただいたところでございます。そして、その経営改善の推移を見ながら会社とも協議をいたしたところでございます。また、このことにつきましては、役員会においても意見を皆さんに出していただいたところでございます。

そういった流れの中で経営改善の状況などを見きわめながら、私どももどのような形で存続を図っていけばいいのかということも協議いたしておったところでございます。そう

いった中で、経営につきましては17年度、今年度経常黒字が見込めるというような状況も出てきてまして、何とかこの10月からの返済に対応すべく案を検討した結果、今回の支援要請を受けてからの支援策を提案させていただいた次第でございます。支援要請が8月17日、急であるということでございますが、10月を控えて会社としてもこれ以上独自の返済措置ができないということで、市の方に支援要請が出されたものと、私ども、そういうふうに理解しております。

○26番(原 克実君) 結局そこが、行政の判断の甘さがあったと私は思っております。これは民間の社長を雇ったとか雇わないとか、そういう問題ではないのですよ。10年前に預託金を受けた、そのときから、もうすでに返済をすべきだということは念頭に置いてゴルフ場経営に当たらなければいけなかったのですよ。そして、しかも健全な経営がこれから見込まれると言いますけれども、銀行から1億6,000万円借り入れしておるではないですか。結局預託金が11億も2億もコースの改修、クラブハウスの改修をお金を集めながら、なぜ銀行借り入れが必要なのですか。今から再建をしようというゴルフ場が、銀行から1億6,000万からの借金があり、そして今後の黒字が見込まれるから別府市に支援要請をお願いしますというのは、これは私はおかしいと思う。それができるのだったら、自主再建をやってみなさいというのだ。何もかも行政が携わる問題ではないのですよ、これは。だからあくまでも別府市は出資している51%の株主としての責任をきちっと全うすればいいのではないかなと思います。

皆さん、この扇山ゴルフ場が今問題になっておりますよ、どうするか。これは大変なことですよ。それを市長が、今回市長の権限でこの予算を計上してきましたけれども、やはり私たち議会でもきちっとこれを審議する権限というのがあるわけですから、その判断は最終日にどのような判断になるかわかりませんが、よく皆さん考えてみてください。

今から7年前、別府商業観光開発公社、コスモピアですね。あのときの状態がどうであったか。あれも市長、あなたは就任してまだ3年目ですけども、もう3年後にはあの別府商業観光開発公社、この清算が大きいのしかかかってきますよ。恐らく別府市が負うリスクは、ものすごく大きいものがあると思います。それを私たち議会も、当時は14億の借り入れに対してちゃんと補償していますからね。私たちも責任があるわけです。これをどうするかということがもう3年後に来ておる。3年後に来ておるということは、3年目に検討したって間に合わんのですよ。もう3年後をどうするかということは、別府商業観光開発公社も今から市は対応を考えていかなければならない。その相手先は、ちゃんとトキ八さんもあるわけですから。

だから、こういう扇山ゴルフ場も数年前から検討を重ねて重ねて、重ねた結果、こうであるというものがあるのだったら、もっと行政責任というのだったら、行政の責任を全うしてもらいたい。それができないから、こういう状態になったのではないですか。今後別府市としては、財政の再建をいろいろ控えておりますけれども、この扇山のゴルフ場問題しかり、そして3年後に来る別府商業観光開発公社、これの問題も浮上してくる可能性は十分あるということですよ。ですから、私たちは安易にこういうことを上程して、別府市が補償すべきではないということが、今論議されているわけなのです。その上程の仕方にも問題がある。行政手法です、これは。ここあたりをよく考えていただいて提案をしていただきたかった。

では、一つ例を申し上げます。もしこの扇山ゴルフ場が倒産をして閉鎖をした。今後どういうふうになるかわかりません。民事再生法に基づいて再建をするのかしないのか。例えば日東ゴルフ場だって、今再建していますけれども、以前よりもサービスがよく、いいゴルフ場として今人気を得ていますよ、民事再生法で。もしこれが、扇山ゴルフ場が閉鎖したとしたら、財政上どのような問題が起きますか。

○企画部長（亀山 勇君） お答えをさせていただきます。

御質問が、ゴルフ場が破綻した場合に想定されるところの市の損失という考えでございますけれども、直接的な損失額につきましては、出資をした金額5,100万円というふうに考えられるところでございます。（発言する者あり）

○26番（原 克実君） それは51%の株に対しての損失ですけれども、今後財政上大きな問題が出てきますよ。一つはどういうことがあるかといいますと、ゴルフ場の利用税交付金、これが年間どのくらい来ていますか。それと今扇山ゴルフ場の要するに使用料、土地の使用料、地代ですね、これは年間どのくらい来ているのか。

○政策推進課長（徳部正憲君） お答えいたします。

ゴルフ場利用税交付金でございますが、扇山関係では、平成16年度決算見込みでは1,288万3,000円、土地貸付料につきましては1,800万、合わせて3,000万程度の収入がございます。（「4,000万ではないの」と呼ぶ者あり）

○26番（原 克実君） 大体大まかにいえば4,000万程度ですよ。過去10年間、別府市はゴルフ場の利用税の交付金、それと地代がどのくらい入っているかといいますと、おおよそ見積もって4億数千万円入っているのですね。これが入らなくなる、閉鎖をした場合。ですから、別府の財政に大きなやっぱり損失になることは間違いない。そうすれば、やはりどのような形で今の扇山ゴルフ場を再建するかということが、一つの大きな論議の場になって、そして行政が51%の株主としてどう対応するかということを検討するのだったら、私たちは納得できる。でも、ただ単なる貸付金、別府市が起債まで起こして、そしてもしできなかったら一般財源から繰り入れてまで貴重な市民の税金を投入してまでゴルフ場に介入することは、私はどうかなという気があります。

もうさまざま、皆さんが今回のゴルフ場の件につきましては質問をいたしております。私は私なりにこの問題は、ちょっと余りにも軽率な予算の上程の仕方ではないかな、これは逆にいえば行政側に私は苦言を申して、この件は終わりたいと思います。

次にアスベストの問題。これはきのう、高橋議員が詳しく質問をいたしましたので、私は要点だけを聞きたいと思います。

確認だけ。このアスベストの被害が、一連の報道などで国民の間には不安が広がっております。それに対して別府市は早急に対応されたということについては、私は評価をしたいと思います。

では、今後の対応としてどのようなことが考えられるかということですが、行政としては、今後の取り組みについて答えを出していただきたいと思います。

○建築指導課長（高橋静夫君） お答えいたします。

まず、民間建築物にあるアスベストを取り除く場合の対応でございますけれども、建築指導課が相談窓口となっておりますことから、関係法令の説明、分析機関の紹介、また対策工事を行う場合は除去、封じ込め等の方法を指導し、場合によっては対策工事の紹介をいたします。

それと、民間の今後の対応ですけれども、一番問題になるのが、やはり建物を解体する場合ですね、アスベストが飛散する場合、これが一番問題になるのではないかとということで、今後はアスベストが使用されている建築物、または工作物を解体等をする場合には、飛散するおそれがあるので、この対策として次の法が適用されます。一つが労働安全衛生法や石綿障害予防規則と、二つ目が大気汚染防止法、三番目が建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律、通常リサイクル法です。四つ目が廃棄物の処理及び清掃に関する法律――これは通称廃棄物処理法です――等があります。以上の法によりアスベストが飛散しないような手だてを行い、住民や関係労働者等が健康障害を招かぬような対策をとることが定められております。建築指導課は、このうち建設リサイクル法を所管しています

が、現在解体工事の届けがなされた場合は、届け出者にアスベストが使用されている建築物について注意点を記載したリーフレットを配布し、指導しているところです。

○26番(原 克実君) これは市民の生命と健康を守るためには大事なことです。私の方から、何点かについて要望をいたします。

まず学校施設それと公共施設、これをすべて実態調査をしていただきたい。目視というよりも、今検査の方法がちゃんとありますので、これをやっていただきたい。

それから民間建物のアスベスト使用の実態掌握をしていただきたい。これは2点目でございます。

それから3番目は、対策経費の早期予算化をしていただきたい。これは本来だったら、これだけ対応の早い別府ですから、例えばどのような形で今後のアスベスト問題が変化するかわかりませんが、できればこの9月議会にある程度の予算をつけて対応していただきたいということがあります。県はすでに9月の定例県議会でアスベスト対策を予算化していますね。ですから、別府もやはりそういうことも含めて対応していただきたいかと思っております。それをどのようにするか。

それから、市民からの情報提供や相談対策などへの窓口の設置。今いろいろ建築指導課とか環境保全課とかいろいろ窓口はありますけれども、できればこの相談窓口をまず一本化していただいて、そこからの対応を始めていただきたいというのが一つ。

それからもう一つは、アスベストに対する健康相談があったときへの対応、これを保健衛生はどのようにするかということを決めていただきたい。

それからもう一つは、建築物の解体時、先ほど課長が言われましたように、解体時に適正な処理、指導の徹底、これをするのが建築指導課のやはり一つの責務だと思いますので、これを徹底していただきたい。

それからもう一つ。万が一アスベストが摘発されてこれを除去しなければならないといったときに、助成制度や貸し付け制度、この方法、救済方法ですね、これをどうするかということを考えていただきたい。

私は今七つ項目を言いましたけれども、これを今後別府市としてアスベスト問題としての対応の方法、これをしっかり研究すると同時に対応していただきたいと思いますが、いかがですか。特に一番最後の貸し付けとかそういうことは大事なことです、資金が要ることだから。

○建築指導課長(高橋静夫君) お答えします。

先ほどの七つの件でございますけれども、私の方も――事務局でございますが――その付近を関係課と協議して頑張る努力していきたいと思っております。

○26番(原 克実君) この点を踏まえて、ぜひこのアスベスト問題は対応していただきたいということを要望して、終わります。

では次に、防災・防犯対策について質問をさせていただきます。

阪神・淡路大震災から、もうすでに10年を経過いたしました。当時は大きな被害が出ましたし、死者6,400人を超える大きな被害ですね。その被害があったときを教訓に防災問題をどうするかということ、各都道府県それから市町村も対応を重ねてまいりました。大震災で亡くなったときほとんど、約9割の方が家屋なんかの倒壊による窒息圧死、これが多かったと言われております。我が国は住宅総数が約4,700万戸あると言われております。このうち約1,150万戸が耐震性が不十分な住宅と見られておるようでございます。やはり国としても、自治体としても安心・安全なまちづくり、これをやはり私は急ぐ必要があると思っております。そのためにやはりどうしても現場となるのは、私は地方自治体ではないかと思っております。それだけに市長、首長の問題意識、これが極めて重要なことであると私は感じております。今別府市としては、万が一災害が起きたときの問題、どの

ように対応されているのか、お尋ねをしたいと思います。

○環境安全課長（宮津健一君） お答えをいたします。

「災害」と一口で言えばあれですが、災害の中にいろいろございます。地震災害また先日の台風みたいな風水害、いろいろ火山活動とか最近では津波の問題とか、そういう災害も出ております。それぞれその災害に対応して、例えば職員を参集する場合はそういう基準を設けております。また災害対策本部の設置等につきましても、そういう基準を設けて適正に対応するようにいたしております。また各防災関係機関でも連絡調整をその都度とりまして、できるだけ被害を少なくするような対応を日ごろから備えております。

○26番（原 克実君） この8月28日に、別府市も防災訓練がありましたね。当日の朝、サイレンが鳴りました。何だろうということで聞いたら、防災訓練と言いました。きのう、高橋議員が言われましたけれども、いわば本来は私たち議員もこの防災問題には非常に興味を持ち、また常に対策を考えなければいかん責任があるわけですがけれども、実際この中で防災訓練があの日にと時間にあるとわかっていた人が何人おられるかなと、このように思います。できれば事前にお知らせをしていただきたかった、このように思います。

今、課長がおっしゃいましたけれども、災害にはいろいろあります。今回台風14号によって別府市内はもちろん、県下でも大きな被害がありました。117億ぐらいの損害と言っていました。1人が死亡、そしてまた3人が行方不明というような惨事も起こっております。いつ来るかわからない災害に対して、これは非常に私たちも日ごろの防災に力を入れていかなければならないけれども、今防災も大事だけれども、減災、起きたときにいかに災害を少なくするかということも視野に入れなければいけないと言われております。

そこで、今回9月の市報に、木造住宅の耐震診断無料というのを書いておりました。これはどのような形で木造住宅の耐震性の診断をされているのか、お尋ねをしたいと思います。それと今までどのくらい利用者があったのか、お尋ねをしたいと思います。

○建築指導課長（高橋静夫君） お答えいたします。

建築指導課では平成11年から木造専用住宅の無料診断を年2回、9月と3月に実施しております。これは建築物防災週間において行っております。平成11年から平成17年の上期までに128棟の木造住宅を実施しております。

○26番（原 克実君） 私が先ほど申し述べたように、全国で4,700万棟、そのうちの1,150万棟が耐震性に何らかの問題があるのではないかと。別府市が、旧市街地が結構多いでございます。もし地震が起きたときの災害を考えると、耐震構造に不適切な家屋がどのくらいあるかということの実態調査をしていただきたい。その中でこの耐震診断がどのように普及されるかということとをぜひ建築指導課には今後の課題としてやっていただきたい。国もおおむね10年間をめどに、耐震化率90%に上げようとしております。ですから、別府市もその実態調査をしてみないと、市報で申し込みがあった人だけに対応するというのではなくて、現状地震が起きたときに、もし倒壊するようなおそれのある家がどのくらいあるかということも、実際いつかは把握をした中で、そして今後の耐震診断に向けて努力をしていただきたい、このように思います。ぜひ、その点をお願いしたいと思います。

それから学校教育。今の学校施設の耐震診断または耐震化率、どの程度ですか。

○教育委員会次長（中野義幸君） お答えいたします。

現在、耐震診断の実施率でございますが、耐震工事が必要な施設は全体で75施設でございますが、現在12棟の工事が完了いたしております。耐震化率、耐震補強工事の実施率は16%でございます。

○26番（原 克実君） 市長、今お聞きになりましたか。16%ですね、学校の耐震率。本当に、やはり大事な子どもを預かっている学校としての取り組みではないと思います。

これはやはり学校はなぜ耐震化が必要かということ、もし災害が起きたとき、地震、津波、いろいろ災害は――風水害――ありますけれども、避難をする場所というのはどこが多いかといったら、公園とか学校なのです。その避難する場所が耐震構造率がこれだけ悪いというのは、問題があるのではないかな。できれば早急に前倒しの予算をかけてでも学校の耐震診断をして、危険だとわかれば、特に危険率の高いところから私は早急に耐震化構造をやり直す必要がある、このように思いますが、いかがですか。

○教育委員会次長（中野義幸君） お答えいたします。

現在、災害時に児童・生徒の安全を確保するというは大変なことですが、議員さん御指摘のように、学校施設の災害時の避難場所にも指定されておりますので、各学校に1棟は耐震のすぐれた施設を確保するという必要なことだと認識はいたしております。これまでも平成6年から毎年必ず1棟は耐震補強工事、大規模改修は行っておりますけれども、国の予算また別府市の予算におきまして、なかなか毎年2棟、3棟というような形で実施するということが難しい情勢となっております。しかしながら、議員さん御指摘のこともありますし、また老朽化した青山中学校等もありますので、今後関係各課と協議しまして、できるだけ早い時期に進めていきたいと考えております。

○26番（原 克実君） これは国土交通省、要するに全国の一般家屋も含めて10年間で9割まで耐震化率をしていこうと言っておるのですよ。ところが、一番災害があったときに市民の安全を守るのは、公園であり学校なのです。公民館も含めてそうです。だからそういうところが耐震化率が悪いというのは、私はやはり行政に問題があると思う。今までやってきてなかった。そうすると、今、教育次長が答弁しましたように、別府市は非常に耐震化率が悪いですね。ところが大分県全体を見ますと、大分県は全国で8番目に耐震化率がいいという調査になっておるのです。これ、文部科学省が調査をした中で、大分県はどのくらい耐震化率があるかということ62.5%、全国で8位です。1位はどこかといえますと、神奈川県です。80.6%。2位が静岡、三重、愛知。このあたりは関東大震災とか何かいろいろ、東海大震災のおそれがあるとかいうことの中から、危機管理の中から取り組みが早いわけです。私たちが住んでいるこの大分県も、決して地震に対して全く不安がないかといえ、そうではないでしょう。火山地帯にあるのですから、非常に大分県は地震が来る可能性が大きい。ことしだけでも全国で震度5弱以上の地震が7回もあったのですよ。もしこれが別府に来たときにはどうするのですか。避難したときの学校の耐震化に不安があるような施設に逃げ込めますか。避難できますか。そういうところを考えたときには、私は、国は一般家屋を含めて10年と言うけれども、学校施設だけは前倒ししてでも早く耐震化を進めていただきたいということを要望しておきます。いいですね。

もう一つ、最後に消防署。消防署はこの災害についてどのように考えておられますか。

○消防本部予防課参事（蟻川内俊一君） お答えいたします。

大規模災害時に、消防だけの活動には限界があります。消防団、自主防災会、消防支援ボランティア等の支援が当然必要となってまいります。そのためには平素より防災知識を身につけ、防災行動力を高め、訓練を強化する必要があります。この取り組みを行っているところであります。また災害弱者の方々には、日ごろから近所の人々が声をかけ合い、災害時には住民相互の援助する連帯感を持つことが重要であるため、今後、各種研修会等において住民の方々に出動していただきたいと考えております。

○26番（原 克実君） 消防署の防災意識の高揚、市民にどのような形で平時から防災意識を高めるかということは大変なことだ、このように思います。

それから、私は消防署に非常に感謝をし、感激しているものが一つあります。それはどういうことかといえますと、消防署には女性消防団員がごございますね。もう約10年、結成されて10年になると言われておりますが、この方たちが一昨年あたりから独居老人の

訪問に力を入れてやっていると言われております。今この独居老人に対する訪問、どのようなことで行われているのか。短くていいですから、お知らせいただきたいと思ひます。

○消防本部予防課長（伊南重伸君） お答えをいたします。

平成11年から1人で暮らしておる高齢者の方のお宅を消防本部予防課職員それからただいま言われました女性消防団員、それから市の担当課合同で訪問をさせていただいております。11項目程度の内容で質問をして、その結果を集計しております。現在730名の方のお宅の訪問を終わったというところでございます。

○26番（原 克実君） これは、私は消防署としては非常にいい制度だと思っております。これをもっと私は、高齢者の独居老人の訪問をもっと少し推進はできないのかと思ひます。今七百何人と言ったのですかね、言いましたけれども、今別府市には独居老人の方が5,907人おられます。それから70歳以上の御夫婦、この方が何世帯あるか知りませんが、特に高齢者は日ごろの防災、それから防犯含めて不安を持っている方がたくさんおられるのではないかと思ひます。その中で私は消防のこの女性職員と消防団員、それからできれば地域の民生委員を含めて、できるだけ早く高齢者の家庭訪問ができるように、そのときにやはり防災意識、それから今「オレオレ詐欺」事件が結構多いですね、ああいう問題点があるいろいろあります。そういう防災・防犯体制、こういうことも含めてやっていく必要があるのではないかな、このように思っております。高齢者福祉あたりも、これには非常に私は関心を持っているのではないかなと思ひます。きのうも質問の中に家具の転倒防止がありました。これは私どもの同僚議員の岩男議員が提案をして実現したものですけれども、これは本来使用率が非常に悪い。それを今後、消防署と高齢者福祉課が要するに独居老人の訪問をしたときに、家具が安全なところにあるのか、それとも地震が起きたとき果たして転倒しないかということをおいば耐震診断、部屋の中の耐震診断をすることによって、もし災害が起きたときに大きな事故にならずに済むということもあるわけですから、大事な制度ですから、大事なことをこういうときに私は発揮するのが行政ではないかと思ひますので、消防署の方、ひとつぜひこれは前倒して、今七百数十人と言っていましたけれども、5,900人の独居老人の方を回すためにはまだ何年かかるかわかりません。ですから、計画を持ってできるだけ早く訪問ができるように、そして安心・安全な社会が築けるようにひとつ進めていただきたい、このように思ひます。

それからもう一つ学校教育にお願いをしたいのですが、防犯ということでお願いをいたします。

大分県がこの前の新聞で、「オレオレ詐欺」事件とかいろんな防犯、1万件を超えたと言っております。その1万件の中で別府市はどのくらいの率で事件が発生したのか、お知らせいただきたいと思ひます。

○環境安全課長（宮津健一君） お答えをいたします。

俗に「オレオレ詐欺」とか、恐喝とか言われていますが、その件数、別府市内では平成16年度35件起こっております。

○26番（原 克実君） 別府でも、それだけの被害が起きております。ひとつ教育委員会にお願いしたいことは、今防犯ブザーを児童・生徒さんがかけておりますね。あれを子どもさんに貸与して大体どのくらいの月日がたちますか。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

約1年になると思っております。

○26番（原 克実君） その間に、「不審者」と言ったらおかしいですが、子どもさんが被害に遭われようとした事件は何件ぐらいありますか。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

今正確にここで数字を把握しておりませんが、不審者に会ったとかいうのは、かなり

最近、十数件はあると思っております。

○26番(原 克実君) ここに私は、一つの問題意識を持っていただきたいと思うのですよ。せっかく防犯ブザーを児童・生徒にすべて持たせておきながら、いざというときにその機能を発揮できない。それはなぜかということ、適切な指導のもとにやってないというのがあります。それは、そういう被害に遭ったときにいつでも外せるようなところにつけてない。それから、子どもさんが日ごろ走るとそれがぶらぶらするものですから、面倒くさいからということでかばんの中に入れてある生徒もおります。それから地域社会の人たちのやはり啓発啓蒙も私は大事だと思います。あのブザー音が何の音かがわからない人が多いのですね。ですから、これは学校現場だけの問題ではありません、地域社会での問題です。ですから時折、公民館活動とか老人クラブとか、いろんなサークルの中で防犯ベルの意義、防犯ベルがどういう形で今貸与されているか、それは子どもさんの安心・安全のためにあるのですよということをやはり周知徹底する必要がある。それをしないから、結果的には地域の人たちが、あのブザーが鳴っても「あれは何の音だ」というようなことで意識がないのですよ。そういうやはり防犯に対する意識を高めるためにも、私はぜひ教育委員会とそれと総務ですか、行政の方は、そういうところが連携をしながらやはり私は進めていく必要があるなと思います。

それから、消防署に一つだけ私も提案をしておきたいことがあります。

私はことしの6月30日に、草加市に行ってまいりました。これは行政視察で行かせていただきましたけれども、そうしましたら、草加市に行きましたらお茶菓子が出ました。「これは草加市の名物の草加せんべいです」と言われて出されましたので、「ああ、そうか、そうか」と言って食べました。非常においしかったです。それでおいしかったから、ほめたのです。「これはおいしいですね」とほめたら、「では、お帰りに老舗のところに御案内しましょう」ということで連れていかれました。それで私は余りほめ過ぎて、とうとう草加せんべいの手焼きせんべい、あれは高いのですね、結構。高いのです。これは三つ買ってきました。でも、やはりその草加の職員の対応ですよ。「おいしい」と言ったら、「私がおの老舗に案内します」と言って、手焼きせんべいを焼いているところまで連れていってくれた。結果的に高いのを買ってきましたけれども、駅に行ったら1,500円ぐらいであった。「ありゃ」と思ったけれども、やはり食べてみたら手焼きせんべいはいいかった。

これは余談ですけれども、その横に、私が行った横に消防署がありました。その消防署に、見たら赤バイがあったのですね。「あれは何ですか」と言ったら、「例の赤バイです」ということで、要するに草加市が総合的な危機管理体制を整備するために赤バイ隊を結成しています。それからもう一つは、行政で警察とか、それとか自衛隊のOBを含めて、要するに去年おとしから防災マウンティングバイク隊というのを結成しておるのですね。草加市は約28万2,000、別府市より16万ぐらい人口が多いところですが、それを八つのブロックに分けてマウンティングバイク隊を結成しております。これはどういうことかといいますと、災害が起きたときに、いち早く道路が寸断されたときにそのバイク隊が現場に行って情報を的確に掌握して、それを対策本部に連絡して、応急処置までできるというような方法をしているのですね。赤バイ隊はこのことは、もう私どもの堀本議員が一回質問をしておりますから詳しくは言いませんけれども、こういうことも一つは総合的な危機管理の中で防犯・防災のためのシステムとして、一つは私は行政の中に組み入れる必要もあるのではないかなと思いますので、これはぜひ研究をしていただきたい、このように要望をしておきます。

では、次に移ります。次は観光行政。観光対策と温泉対策について、質問をさせていただきます。



今回、観光行政については、私はいいいことは言いません。すべて苦言を申し上げます。やはり私は、観光というものはお客様のニーズ、苦言を掌握してどう改善するかということが、今後別府の発展、別府の観光の発展に大きく寄与することだと思いますので、あえて言わせていただきます。

では、ちょっと順番を入れかえます。温泉行政の方からいきたいと思います。

いよいよ10月から、NHKの連続テレビ小説が放映されます。これは湯布院が舞台となります。これは舞台は湯布院と大阪をポイントに、今後放映をされます。この経済効果は100億を超える、百二十数億だと言われております。その周辺がどのように影響するかということは、私はまだまだ未確定なものがあると思いますけれども、こういうNHKの連続テレビ小説に、朝の分に放映される湯布院。これに別府市はどのように対応していくかということが、一つの大きな課題ではないかなと思いますので、ひとつ皆さんに提起をしておきたいと思います。

今回、台風14号で別府市の温泉施設、特に海浜砂湯が被害に遭いました。これを今修復しておりますが、大体どのくらいの修復期間がかかるのか、お知らせいただきたいと思っております。

○温泉振興室長（浜口善友君） お答えをいたします。

9月6日の台風14号で被害を受けまして、その復旧でございますが、おおむね1カ月程度というふうに考えております。できる限り早急な復旧に向けて頑張っておりますので、よろしく願いいたします。

○26番（原 克実君） この海浜砂湯、非常に観光客の皆さんに人気のいい施設でもありました。今回の台風で被害があったということは、非常に残念です。

私は、おととい実際現場に行ってきました。現場で作業員の方が一生懸命復旧工事をしておりましたが、そのときに1台の車が入ってきました。これは課長も、災害があったのが9月6日ですから、その後を大体掌握はしていると思いますが、私が行ったときは熊本ナンバーが1台入ってきました。そこに四、五人のグループの方が入ってきましたが、砂湯が台風で破損したということを知らずに来たようでございます。そのときに私、入り口の玄関に張っている紙を見ました。どのように書いておりますか、掌握しておりますか。

○温泉振興室長（浜口善友君） 施設の入り口に、台風による被害で営業ができませんというふうな趣旨の張り紙をいたしております。

○26番（原 克実君） それを書き移してきました。玄関のドアに「お知らせ」というのでA3の紙で1枚書いております。「台風14号のため、臨時休業いたします。御了承ください。別府温泉振興室」というのがあります。これを見たときに、ああ、やはり行政らしい対応の仕方、お役所仕事だなということを私は感じました。私がもしこれを、これを民間がやっている、そしてまして私が経営者とするならば、あの入り口にやはり一つのおわび、例えば台風14号のために破損した、臨時休業せねばいかんといっても、来たお客さんに対するわびの心というのがないと、あなたたちは温泉事業をする資格はないと、私は思っておりますよ。ですから、私はあのときに、そこに何を書くかということをよく考えたときには、いわば、「大変申しわけございません。台風14号によってこのような被害を受けました。今、別府市としても総力を挙げて復旧に向かって頑張っております。何とぞ御了承ください。つきましては、別府にはもう一つ竹瓦温泉という砂湯があります。ぜひここで御入浴をお楽しみください」ということで、私は本来はきちっと行く方向、なぜかという、おととい、「竹瓦の前に行っても駐車場が混雑をいたします。ですから、国道をこのまま行ったら左側の的ヶ浜の駐車場があります。そこに車を駐車して歩いていかれたら非常に便利がいいですよ」ということまで案内したのですよね。

ですから、災害に遭った。それは確かに大変なことです。でも、やはり一つの心遣いと

というのが大事なことではないか。これが行政には欠けていると思います。ですから、横には何と書いておるか。それは市長が変わろうがだれが変わろうが、別府市の行政は継続ですから、基本的なものが変わってはいかん。横に何と書いておるか。「別府海浜砂湯 湯のまち別府は世界の宝」で前市長の名前を彫っております。「湯のまち別府は世界の宝」ですよ。その「宝」を生かしきってないのが、あなたたち行政の方ではないですか。だからたかが砂湯一つと言うけれども、そこまで目配り、気配り、心配りをするのが、この温泉行政に対する基本ですよ。観光ツーリズムというのは、ONSENツーリズムというのは、ここに基本的なものがないと、失敗をしますよ。だから、あえて私はこの海浜砂湯については苦言を申しておきます。

それからもう一つ。ここに取り出したる物は何でしょう。竹瓦温泉の浴衣、これを持って参りました。私、これ、何度もこの議会で竹瓦砂湯の浴衣の件で話をしました。以前、内湯ということで衛生面も考えずに、タオル1枚を売って別府の砂湯は入浴しておったのですね。ですから、私はあのとき議場で言いました。外人が日本の温泉に入る習慣がないのに、タオル1本を渡されて、これ、どうしますか。縦に使いますか、横に使いますか。「オー、ノー」と言いますよと言ったことがありましたね。その後、どこかそこにおる部長さん、温泉課長のときに、「議員さん、議員さん、試作品ができました。これを見てください」と、持ってきたのが、このバスタオルです。初公開ですから、皆さん知らん人がおると思います。これが、そのときの和式のバスタオルですよ。別府温泉のマークが入っています。これを試作品につくってまいりました。ところが、これは長く使えば色があせて、これはちょっと試作品としては不適格ですということで、これは没になりました。そして、ようやくと今の砂湯の改修と同時にできた浴衣がこれです、この浴衣。あのとき私は、今若い人たちがミニではいている浴衣もあるではないですか。そでなし、それからすそが短い、そういうものでもいいではないですかということで、温泉課が工夫に工夫をしたのでしょ、こういう浴衣ができてまいりました。袖はありません。裏を見たら、こうですね。「湯」というのがありますね。ここまで発展したことは、非常に私は評価をしたいと思います。

ただ問題は、今後この竹瓦の砂湯、問題がまだいろいろあります。これは実際砂湯に入った観光客の皆様からいろんな苦情があるのは、もう皆さん聞いておると思いますが、何かありますか。

○温泉振興室長（浜口善友君） お答えをいたします。

竹瓦の砂湯につきましては、お客様から苦情をいただいております。苦情の中身につきましては、換気が悪い、あと温度が多少、改修をいたしましたので、温度が低いというふうなことの苦情をいただいております。換気につきましては、換気扇を設置するなりというふうなことで対応したいというふう考えております。

○26番（原 克実君） やはり実際いって観光目安箱、これを私は復活するべきだと思います。特に公共施設、温泉施設とか別府市が特に今直営ではなくても民間委託をしているところ、振興センターなんかに委託しているところ。これはぜひ目安箱をつくって真摯に観光客の皆さんからのいろんな苦情、いいところも受けながら、苦情も受けながら、そして改善していくのが、私は本来の別府市の観光あり方だと思う。これは昭和五十何年かですか、ずっと以前の脇屋市長の時代に目安箱を9カ所置いておりました。1箱、2箱この目安箱がなくなっていきました。そのときに私は、「何でなくすのですか」と言ったら、「毎回同じような苦情ですから」。約20%が施設に対する苦情、そしてあとの80%が「いい」とか「普通」という大方のアンケートですということの中から、だんだんしりすぼみになってしまった。本来、別府市の観光を今後もっともっと真摯に受けとめていこうと思えば、やはり悪いものにふたをしたらだめだと思います。悪いところを改善して別府

の温泉の価値、観光の価値が上がってくるのではないかなと思います。

竹瓦砂湯、それと海浜砂湯、今後復旧したらこのようなことを私は代弁して申し上げたいと思います。特に第1点は、浴衣を着用したときの入浴の場合、温度の設定をやはり入った方の身になって設定をしていただきたい、これが一つ。

それから、竹瓦の砂湯は先ほど換気の問題がとたん言いましたけれども、国の登録有形文化財に指定されております。しかも木造です。ですから、これを大事に使うためには、私は換気が必要だと思います。それはとりもなおさずお客様のためでもあるし、また働く従業員のためでもあると思います。これは湿度があるのとないのでは、従業員の疲れがものすごく違ってきますから、これはぜひ早急に改善をしていただきたい。

それと三つ目。海浜と竹瓦の料金、これはどのようになっていますか。料金はどうか。

○温泉振興室長（浜口善友君） 1人1,000円になっております。

○26番（原 克実君） 海浜砂湯も竹瓦も、料金は1,000円ですね。そうしますと、私は例えば1回入浴の場合は1,000円でこれはいたし方ないと思いますが、できれば竹瓦温泉も海浜温泉もどちらも入る共通券を私はつくっていただきたいなと思います。今これは共通券になっていますか、なっていませんか。

○温泉振興室長（浜口善友君） 共通券になっております。（「違うよ、なってないよ。共通券で両方使えるようになってないよ」と呼ぶ者あり）

○26番（原 克実君） これ、現場で調べました。共通にはなっていません。ですから、私はこの砂湯の要するに10回なら10回の共通券を買った場合、どちらでも使えるような方法をしていただきたい。

それともう一つは、10回なら10回の回数券を買った場合、割引の問題。これはできれば観光客の皆さんに何度も利用していただく。それからもう一つは、市民の方でも回数券を買えば海浜砂湯でも行ける、竹瓦砂湯でも行けるとあれば、ある程度値引きの問題、これも十分考えていただきたい。今たしか1割ぐらいしか、共通券の場合は割引がありませんね。これを民間に置きかえた場合、民間は1割ではありませんよ、共通券を買った場合はせめてやっぱり2割、3割の、時期に応じては5割引というような観光施設もありますから、そのあたりを十分考えてこの共通券の利用、そして観光客の皆さんも市民の皆さんも砂湯温泉を楽しめるような環境づくりをしていただきたいということが三つ目です。

それから四つ目。これはいやしのひとときを満たすために、やはり別府民謡とか観光案内を一部取り入れたオリジナルミュージックを流す。これは大事なことだと思いますよ。温泉に入って心をいやすためには、やはり音楽が必要です。やはりミュージックを聞くことによってお客様はいやしのひとときを過ごすことができるのです。そのときにいろんな観光案内を一部入れて、別府音頭でもいろんなほかの音楽でもいいです、オリジナル曲をつくってすれば、寝ておって、「ああ、別府にはそういう観光地があるのか。では砂湯から上がったならそこに行ってみよう」というお客さんだっておられるかもしれませんよ。そこあたりの心遣いがやっぱり私は必要だと思いますので、いやしのひとときを満たすためにミュージックを砂湯に取り入れるということが四つ目。

それからもう一つ、五つ目。従業員のサービスマナーの向上。今もいいかもしれませんが、でも中には悪い面もあるかもしれません。これを徹底的に、やはりやる。従業員のサービスマナーの向上、これを行政だから、委託しておるからいいというのではない。やはり委託をしているがために行政はそれに目配りをせねばいかん、気配りをせねばいかん。それをぜひしていただきたい。今後指定管理者になっても、これだけは忘れてはいけません。いいですか。

それから六つ目。さっき言ったようにアンケート。要するに目安箱、これを復活させて

ください。ぜひお客様のいろんな苦情をどう真摯に受けとめて改善するか、これが大きな今後の別府の観光が沈むか浮くか、浮揚になるかということが一つの大きなポイントになるのではないかな、このように思います。

いろいろ市長、言いましたけれども、私は本当は市長にもう一つ苦言を言いたいことがあった、この温泉の件で。次に回します。何かよく考えておいてください。

時間がありますが、今私が言いました六つの件で、答えがあれば答えていただきたいと思いますが……。

○観光経済部長（山川浩平君） お答えを申し上げます。

ただいま貴重な御提言をいただきましたので、基本的におもてなしの心をどう意識するかということで、今6項目御指摘をいただきましたので、この点を改善に向けて努力してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○26番（原 克実君） これは有言不実行ではだめですからね、有言実行型でぜひ取り組んでいただきたいことを要望して、終わります。

○3番（市原隆生君） よろしくをお願いします。質問の通告の順番に従って進めていきたいと思いますので、お願いします。

初めに、活字文化振興法ということでお尋ねをいたします。

活字文化を守り、発展させるための文字活字文化振興法が、さきの通常国会で成立しました。衆院本会議で提案者として趣旨説明に立った、私ども公明党の斉藤鉄夫衆院文部科学委員長は、「人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識・知恵の継承と向上や豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないもの」と、文字活字文化の価値について強調しました。国民の活字離れや若者の読解力の低下が著しいことが、同法成立の背景にあり、文字や活字は、人がコミュニケーションを図り相互理解を深める上で欠かせないことを考えると、国・自治体の創意工夫の取り組みを求めるこの法律の必要性を強く感じるところであります。

昨年末に発表された経済協力開発機構の2003年国際学習到達度調査では、前回調査2000年8位だった日本の高校生の読解力が、14位まで後退したことが明らかになっております。また人口当たりの公立図書館数も、G7各国の平均に比べて3分の1程度、5割近くの市町村には公立図書館がないという現状、日本の現状はそうだとのことです。我が国は、活字文化を支える基盤が大変脆弱であると言わざるを得ません。

こうした現状を踏まえ、同法では、1、国・地方公共団体の責務、2、公立図書館の設置、3、学校教育における言語力の涵養、4、文字活字文化の国際交流、5、財政上の措置などを明記してあるということであります。

また、具体的な施策として、ブックスタートの普及支援、また本の読み語り、読書アドバイザーの育成、移動図書館の普及・充実、教育機関、図書館の地域開放、公立図書館への専門的な職員や読書アドバイザーの配置、学校図書整備費の交付税措置の充実・予算化・IT化の推進による国際子ども図書館と学校図書館、公共図書館のネットワーク化、学術的価値を有する著作物の振興普及などが検討されているということでありますけれども、この具体的な施策ということで挙げられる中で何点が質問をさせていただきたいと思いません。

最初に述べてありましたブックスタートの普及ということで、お聞きしましたら、まだ別府市の方ではスタートしてないということでありました。ただ、子どもが生まれたときのお祝い品の中に図書券を入れてお配りしているということでありました。その図書券を利用して、御両親が読んで聞かせたい本を買ってくださいという意味で、今お祝い品の中に図書券を入れているということでありました。これは今全国でそういう事業をやっている自治体もありますけれども、そういうところをまた勉強しながら本市でも前向きな展開

ができるように、私も今後努力をしていきたいなというふうに思っております。

2番目の本の読み語り、読書アドバイザーの育成という項目でお尋ねをしたいのですが、市内の学校における読書活動の状況について、教えてください。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

本年度は市内の小学校では、ほとんどの学校、13校ですが、教育活動の一環として全校一斉の読書活動を実施しております。残りの学校につきましては、学年によっては読書活動に取り組んでいる学年もございます。実施の方法につきましては、毎日もしくは週に数回、始業前に読書活動の時間を確保し、読み聞かせや読書の時間を設けております。また、保護者がボランティアとして読み聞かせ等の活動に参加している学校も10校ございます。中学校では、1年生を中心に授業前の朝の時間に読書タイムを設け、自分の本や図書館の本を読む活動を行っております。

なお読書活動は、小学校、中学校ともにこの数年、積極的な取り組みが見られるようになっております。

○3番（市原隆生君） 今、小学校では13校が取り組みをしているということでありましたけれども、市内16校ありますけれども、その残り3校、実施していない、まだできていない理由というのはどのようなことがあるのでしょうか。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

朝の読書活動につきましては、1時間目が始まる前の時間を予備の時間としてとってやっている学校がほとんどですが、残りの学校につきましては、その時間に算数の計算問題また漢字の書き取り、そういうことで学力向上という面からの取り組みをしているということでもあります。

○3番（市原隆生君） そこで、読書活動を実際にやっているというところで、始める前に比べてどのような成果ができてきたという報告がされているか、教えてください。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

各学校では、読書活動は子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものととらえ、それらの取り組みを行っているところでありますが、次のような声が上がってきております。

小学校では、以前に比べ子どもの本に対する関心や読書意欲が高まり、その結果、図書室で本を借りる子どもがふえ、いろいろな本を読むようになってきた。また、高学年の子どもが低学年の教室で読み聞かせをしたり、委員会活動が活発になり、図書委員会の子どもが全校の児童に積極的に本を紹介したりするなど、本に親しもうとする雰囲気が高まってきた。

中学校では、一般的に読書離れが進む時期であり、読書の時間を設定することは大変意義があることだととらえ、読書活動を実施している。生徒の思いとして、朝読書の時間をもっとあればいい、本を読むことが楽しくなった、本を読む習慣ができて、とても自分のためになっているなどの声が寄せられております。

このように、各学校で実践されています読書活動は、子どもの活字離れを食いとめ、読書への関心を高めることに大きく寄与していると思われれます。さらに、小学校、中学校とも朝の静かな雰囲気の中で心の安定が図られ、落ちついた学校生活のスタートになっているという報告も上がってきております。

○3番（市原隆生君） ありがとうございます。大変いい成果が出ているということでありましたけれども、一つお尋ねをしたいのですが、課長の読書について御感想、どのように感じているか。感じているところがあれば、お答えをいただきたいのですが……。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

答えになるかどうかわかりませんが、私も読書というのは大変子どもたちにとっては大事なものだと思っておりますし、私自身も小学校のときに初めて二、三センチの厚さの本を読んだ「天草四郎」という本、いまだに忘れておりません。また、だんだん年をとるにつれて、やはり自分が読む本、一つの作家をずっと読んでいくとか、そういうことで非常に読書に興味を持った時期もございますので、子どもたちにとっても読書というのは大変重要なものだと思っております。

○3番（市原隆生君） ありがとうございます。私も子どもがいるわけですがけれども、小学校3年生の子どもが、最近少し本を読むようになりました。それまでは国語のテストということではないのですけれども、ペーパーを持って帰ってやっているわけですが、やはり何が書いてあるかわからないというような状況があったように思いました。また、そういう少し本を読むようになってから、その問題が何を言っているのか、何を問うているのかが少しわかるようになってきたのかなというふうに感じております。やはり読書というのが、国語とか言語力ということだけではなくて、すべての科目の成績アップということではありませんけれども、ほかの科目の理解にもつながる。国語ではやはりそういう質問が何を言っているのかわからないということであれば、答えはないわけありますので、そういう国語力、言語力を高めるといことは、非常に重要なことではないかな。先般も大変問題に、問題にといいますか、この議会でも取り上げられたと思っておりますけれども、学力低下ということで別府市の対応をとという質問も出たかというふうに思っておりますけれども、朝少しの時間でもとって読書をしていくということから、そういう言語力のアップと、それから学力が向上していくという点において大変重要なことではないかなというふうに思っております。

そこで、おととい、毎月とっているのですけれども、「灯台」という雑誌が我が家に届きまして、ちょうどその中で取り上げられていたのが、まさに「一般質問頑張れ」と言わんばかりの読書と脳の関係が特集で出ておりました。その中でちょっと紹介をさせていただきたいと思うのですけれども、東北大学教授の川島隆太先生という方がこのように言われている。「私が研究している脳機能イメージング研究では、人間がさまざまな作業をしているとき、脳がどのように働くかを測定して、脳の機能を解明しています。この研究の中で音読ほど脳全体を活性化するものはないことがわかりました」。音読が一番脳の活性化に役立っている。「音読をすると、おでこの奥にある前頭前野が活発に働き、脳全体を活性化させるのです。前頭前野は、『脳の中の脳』と言われる部分で物事を考える、記憶する、喜びや怒りの感情をつくり出す脳のさまざまな場所にしまわれた記憶を取り出す、行動を抑制する、他者の気持ちを理解するなど、脳の中で最も人間として大切な働きをする機能を持っています」。これで、先ほど課長の方から報告がありましたけれども、人の話、授業についてくるようになったということが挙げられておりましたけれども、その辺の効果もこういう読書によって得られているのだなということが、ここで感じたところであります。

「音読だけでなく黙読をしているときも、前頭前野は活発に働いていることがわかっていきます。黙読をしていても、心の中では声を出して読んでいるのです。つまり音読にしる黙読にしる、読書は脳にとってとてもよいことなのです。人間は、まず聞くことから言葉を覚えていきます。聞く、話すというコミュニケーションは人間だけではなく動物もできますが、読む、書くは人間しかできません。つまり読む、書く訓練をすることで前頭前野を発達させて人間になっていくのです」という報告がありました。

こういう報告をおととい、たまたま見つけたわけですがけれども、こういう言語力のアップということだけではなくて、本当にいろんな授業科目で役に立つということでもあります

ので、さらに進めていっていただきたいな、このように思ったところであります。

冒頭、経済協力開発機構の国際学習到達度調査の報告をさせていただきましたけれども、別府市の状況、中学生、ここは市立では中学生でありますけれども、読解力の変化というものはわかるのでしょうか。そういうのがわかれば教えてください。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

今手元には資料はございませんが、またすぐわかる資料があれば、議員さんに提出させていただきますと思います。

○3番（市原隆生君） わかりました。このたびの文字活字文化振興法の成立でありますけれども、これは昨日でありますか、平野議員さんも絶賛されておりました、平成13年12月に施行されました子どもの読書活動の推進に関する法律、これも私ども公明党が推進をして成立した法律でありますけれども、これをもっと前進させるための具体的な方法を提案しているものであるというふうに感じております。

そこで、この法律でありますけれども、第1条に、「この法律は、子どもの読書活動の推進に関し基本理念を定め並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする」とあります。また基本理念として、「子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」とあります。それを受けて第4条で地方公共団体の責務ということがあるのでありますが、「その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し及び実施する責務を有する」とありますけれども、これは13年12月に施行されたわけでありますけれども、この子どもの読書活動の推進に関する施策を策定した内容があれば、教えていただきたいのですけれども……。

○生涯学習課長（二宮 司君） お答えいたします。

本年度から18年度末を目途に市立図書館の電算化に取り組んでおりますけれども、これらの作業と並行して18年度に教育総務課、学校教育課と連携をとりながら推進計画策定委員会を開催し、18年度末には仮称ではございますが別府市子ども読書活動推進計画を策定したいというふう考えております。

○3番（市原隆生君） いつごろに策定をする予定になるのでしょうか。もう一度お答えください。

○生涯学習課長（二宮 司君） お答えいたします。

18年度中に策定をいたしたいと考えております。

○3番（市原隆生君） 13年にこのようにやりなさいということがありまして、15年というのは大変ゆっくりだなというふうに感じているところでもありますけれども、素早く取り組んでいただきたいというふうに思います。

その6条の中で父母の役割、保護者の役割ということもありまして、私も家庭でただただのんびり過ごしてはいけないなというふうに思ったところでもあります。

その法律の9条ですけれども、都道府県子ども読書推進計画ということで、9条の2項に、「市町村が子ども読書活動推進計画を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するように努めなければならない」というふうにあります。ここがちょっと今のお答えを聞きまして、まだまだだなというふうに思いましたので、これは御答弁をいただかなくて、先に進みます。

あと1点。10条に子ども読書の日ということがあります。これは4月23日にこの法律が決まったときにできた、策定された日だというふうに思いますけれども、「国及び地方公共団体は、子ども読書の日に子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない」というふうにあるのですけれども、4月23日子どもの読書の日として何か事業をやっていますでしょうか。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

特別、事業は行っていないというふうに把握しております。

○3番（市原隆生君） これは、御存じだったでしょうか。

○学校教育課長（利光弘文君） 子ども読書の日があるということは、承知しております。

○3番（市原隆生君） 推進するためにひとつ日にちを設けて取り組みなさいということですので、ぜひとも前向きな取り組みを要望したいというふうに思います。

次に、文字活字文化振興法案の要綱の地方公共団体の責務ということでも、いろいろ子ども読書推進に関することが述べられておりますけれども、その中で市立図書館の現状と今後の対策について、お尋ねをしたいと思います。今どのようになっておりますでしょうか。そして将来的にどのように改善、改善といいますか、変わっていくのでしょうか、教えてください。

○生涯学習課長（二宮 司君） お答えいたします。

市立図書館の資料の充実ということでありまして、図書館の蔵書につきましては、平成15年度の図書購入費が700万円、16年度が720万円、今年度が740万円を計上しております。今後とも年次計画により、蔵書の充実に努めてまいりたいと考えております。

また、県立図書館とも連絡をとり、希望をする本が別府市にない場合、その場合県立図書館にはあるというようなときには、相互貸借として別府市立図書館でも貸借ができるようなシステムもごございます。

○3番（市原隆生君） これはもう何回も言われているところでありますけれども、市立図書館、駐車スペースがないとかいう理由でなかなか利用しにくいという声が上がっているわけですが、現状では建てかえの予定とかはないわけでしょうか。

○生涯学習課長（二宮 司君） お答えいたします。

新図書館建設につきましては、現在具体的な計画を策定するまでには至っておりませんが、将来的には建設に向けて検討していかなければならない課題だと認識をしております。現時点では、図書の電算化を最優先にしななければならないと考え、電算化に向け全力で取り組んでいるところでございます。

○3番（市原隆生君） はい、わかりました。今の図書館、先ほども駐車スペースがないなど、なかなか利用しにくいということを申し上げましたけれども、現在の利用状況、今図書館に来られる方がどのあたりから来ているかというか、また遠方から、遠方といいますが、かなり南の方に今位置しているわけですが、別府市の反対、北の方からの方も利用があるのかどうか、そういうことはわかりませんか。またあわせて、子どもの利用がどの程度なのか、お尋ねしたいのですけれども、よろしく願います。

○生涯学習課長（二宮 司君） お答えいたします。

今手元にそのデータの資料がございませんので、調査次第お届けしたいと思います。

○3番（市原隆生君） わかりました。せめて1日に何人ぐらいの利用があるかというの はわかりますか。

○生涯学習課長（二宮 司君） お答えいたします。

1日の人数は手元にございせんが、貸出者数というのが、平成16年度で3万7,125名というふうになってございます。

○3番（市原隆生君） これは1年間ということですね。わかりました。1日に100人



ぐらいの方が借りていっているという状況でありますね。これは市立図書館としてはなかなか少ない数ではないかというふうに感じるのですけれども、いかがなものでしょうか。この数字について、課長はどのように感じておられますか。

○生涯学習課長（二宮 司君） お答えいたします。

以前より駐車スペースが少ないということで、大変利用者の方に御迷惑をかけておると思います。今後は図書館の電算化を目指しておりまして、その電算化ができればインターネット等での検索も可能となり、窓口でのスムーズな貸し出し等もできまして、市民サービスに寄与できるものと思っております。今年度、整書作業を進めておりまして、18年度に図書データの作成、それから背ラベル、バーコード塗布等の装備を行い、19年度4月稼働に向けて作業を進めてまいりたいというふうに考えております。

○3番（市原隆生君） 今、インターネットでも検索ができるようにということでありませけれども、インターネットで検索をしても、実際に現地に行かないと本は借りられないということではないのでしょうか。

○生涯学習課長（二宮 司君） 基本的にはそのとおりでございますが、図書の巡回サービスということもございまして、それらを利用することもできると思っております。

○3番（市原隆生君） わかりました。そこで、私の近くに北部公民館という地区公民館があるわけですが、そこにも「子ども室」という名称だったか、書籍が相当な数量置いてある部屋があります。いつも管理人の方がおられますので、ある程度の貸し出し、貸し出しというか利用もあるというふうに聞いております。そういったところも地区公民館などと連携をとりながらそういう貸し出し、また地区公民館にある書籍の貸し出しといいますか、そういうところまで踏み込んでできないものなのでしょうか。

○生涯学習課長（二宮 司君） お答えいたします。

現在、生涯学習課の構想段階ではございますが、将来的には地区公民館の図書も充実させ、電算化をし市立図書館とのネットワーク化ができればいいなというふうに思っております。

○3番（市原隆生君） これは、急いでやっていただきたいなというふうに思います。私は山口県の岩国市というところの出身でありますけれども、岩国小学校、国道を挟みまして、真ん前に幸いなことに市立図書館がありまして、学校が終わるとすぐに行けていたわけでありまして。図書館というのは学校のすぐ近くにあるのだというイメージをずっと持っておりますけれども、実際はそうはいかないというふうに感じるわけでありませけれども、できたら子どもが、市内に1個しかない図書館になかなか行けるものではないし、やはり今の市立図書館の位置に遠い亀川とかそういう地区から子どもが1人で行くということはなかなか厳しいものがあると思います。やはり近くにある施設にそういう形で図書館の利用が、そういう図書館本体の利用に近い利用ができるようなことができれば、これは大変そういう本に親しむという意味においても有効なことではないかと思うのですけれども、もっと地域のそういう地区公民館、こういうところの充実をお願いしたいと思うのですけれども、これは急いでやっていただけないものなのでしょうか。お尋ねします。

○生涯学習課長（二宮 司君） お答えいたします。

町内公民館の整備ということと思いますが、ちょっと……（「地区公民館」と呼ぶ者あり）地区公民館ですか、はい。先ほどもお答えいたしましたように、地区公民館の図書も充実をさせ、将来的にはネットワーク化したいというふうに考えております。これは生涯学習段階の構想でございますが、努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○3番（市原隆生君） 努力してまいりたいというお答えをいただきましたけれども、なかなかすぐにはいかないのかなというふうにも感じております。

そこで、やはり見直していかないといけないのが、学校の図書館ではないかなというふ

うに思うわけであります。昨年、総務文教委員会で平野委員長の当時御推薦で西東京市のすばらしい図書館、学校図書館の見学に行かせていただきましたけれども、本当に子どもたちが喜んで利用している様子が、私たちがお伺いしたときには子どもはいなかったわけですけれども、学校図書館の雰囲気を見まして、大変子どもたちが喜んで利用しているのだということがまざまざと感ぜられるような学校図書館でありました。

そういう身近にある図書館、学校図書館をもっと充実させていってあげたいなというふうに思うのですけれども、この振興法の中でもこういう、私が解釈したところでありますけれども、学校図書館を地域に開けるぐらいに充実させていく、こういうことも今の市立図書館の現状、またなかなか新しく開設することができないという現状があるわけですが、その中で学校図書館の充実ということを図っていけないものかというふうに感じるわけですが、その辺いかがでしょうか。

○教育委員会次長（中野義幸君） お答えいたします。

学校の図書室のことだと認識いたしております。図書費につきましては、平成17年度の予算で、小学校につきましては572万円また中学校につきましては513万円の図書購入費を計上いたしております。これを社会教育という形で開放してはどうかということでございますが、教育委員会も一つの施策としまして、地域に開かれた学校を目指しておりますので、今後ともいろんな問題があります。図書の管理とか夏休みの対策とかありますので、もろもろのことを少し検討してみたいと思っております。

○3番（市原隆生君）きのうまでも、子育て支援に関する質問も数多くありました。さらによりよく育てるための取り組みをお願いしまして、この項目を終わらせていただきます。

次に、防災計画についてお尋ねをします。

それぞれの学校で今されている防災計画は、どのようにされているのか教えてください。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

各学校では、地震や火災等への対策としてマニュアルを作成するとともに、実際に災害に遭ったときに適切な行動がとれるよう、幼稚園・小学校では各学期に1回、年間3回、中学校では年2回の避難訓練を行っております。その中で避難経路の確認や緊急時にとるべき態度及び役割分担等の確立を目指しております。また各家庭に対しましては、学級通信、学年通信、そういう通信を使いまして文書でお知らせをするとともに、PTA等の機会を利用して子どもの安全確保に万全を期すようお願いをしているところでございます。

○3番（市原隆生君）そこで、災害に遭うというのは、学校にいるときだけとは限らないわけであります。自宅にいるとき、また自宅の近所で遊んでいるときなどにも、例えば地震とか突発的に起こるわけでありますから、そういうところで災害に遭うかもしれないわけであります。学校外で災害に遭ったときの指導というのはどのようにされているのか、教えてください。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

災害はいつ、どこで、どのような状況で起こるのか、なかなか予想することが難しいものであります。子どもたちは、学校にいるとき以外はおおむね家のある校区内で活動をしていると考えられますので、そのときに災害が起こったときにどうすればよいかを知っておくことは重要であると考えております。しかし、今の避難訓練等では学校内で火災・地震が起きたときにどう避難するかということが主でありまして、地域で災害に遭ったときにはどうするかという具体的な指導は、まだ十分行われていないというふうに把握しております。

先日、社団法人の土木学会が発行しました「知っておこう災害、自分の命を守るために」というDVDを国土交通省からいただきました。その内容は、地震や津波、台風、豪

雨、火山活動について、また防災について、日本に住む人々が最低限知っておくべきことを、子どもたちにわかりやすく解説したDVDであります。今後このDVDを活用しまして、各学校に防災教育に取り組むよう指導していきたいと思っております。

○3番(市原隆生君) 今お答えの中で、校区内で活動しているものだと思われるというお答えをいただきました。まさにそのとおりでありますけれども、校区と申しますと、なかなか広いわけでありまして。その中で例えば自分の住んでいる周辺、町内程度の例えば危険箇所とか安全の場所と申しますか、そういったもの程度ぐらいの何と申しますか、そういうところを教えるぐらいのことはできるのではないかと思うのですけれども、その点はいかがでしょう。

○学校教育課長(利光弘文君) お答えいたします。

子どもたちが自分たちの住んでいる校区、また近所でどういうところが災害の際に危険なのか、もし災害があったときにどこに避難をしたらいいのか、その際どう対応したらいいのか、日ごろから自分たちのまちの状況を把握しておくということは、大変大事なことではないかと思っております。学校では、総合的な学習の時間等を利用して自分たちの身の回りの危険な箇所、そのときどう対応するかということの学習も可能でありますし、また子ども会等でそういうことに取り組むということも必要ではないかと思っておりますので、また今後関係者にそういう活動について働きかけを行ってまいりたいと思っております。

○3番(市原隆生君) わかりました。ところで、8月28日に大がかりな防災訓練があったわけでありましてけれども、私もずっと参加させていただきまして、議長の隣でずっと見学をさせていただきました。本当にすばらしい、そういうものが催されるということが大変すばらしいことであったと思っておりますし、またこういうことができるのかということも目の当たりで体験できたということは、大変よかったなというふうに思っております。

その中で、この防災訓練に教育委員会として、例えば学校の中で代表して参加して、その報告を各学校でしなさいとか、そういうことがあったのでしょうか、教えてください。

○学校教育課長(利光弘文君) お答えいたします。

28日の防災訓練につきましては、教育委員会として各学校等には別に通知はしておりません。

○3番(市原隆生君) それは大変もったいない話だなというふうに思っております。私もこれは自治会を通じて、こういうことでやるからぜひ来なさいということでありましたので参加させていただいたのでありますけれども、やはり大変大がかりな訓練であったというふうに思っておりますし、災害のときにどういうところがポイントになってというヒントもいろいろあったのではないかと思います。また私も体験したかったのですけれども、地震体験車ですか、そういうものも出ておまして、教職員の方、例えば各学校で1名の代表の方が参加して、そういう報告をしていただくというのは大変有意義なことではないかというふうに思ったのでありますけれども、今ちょっと課長の報告を聞いて大変残念に思ったところであります。(「教育委員会にも連絡がなかったのではないか、防災訓練をやるということが」と呼ぶ者あり)そういうところから防災の意識を高めていってもらいたいというふうに思うわけでありまして。

先日も台風14号が来たときに、学校は休みになって、子どもが各家庭にいたと思っておりますけれども、その中で少々もったいないなと思ったのは、こういう災害と申しますか、台風なんか来たときに各家庭でそういう防災について話し合うヒントになるようなことを学校の方で提案してもらえたら、ありがたかったのになというふうに感じたわけでありましてけれども、いかがでしょう。今回14号、ことし初めてこの別府も教われた台風でありますけれども、そういったシーズンの初めに防災について家族の中で話し合いということが、ちょうどこういう台風に見舞われている中でやるということは、大変子どもたちに

とっても意識の向上につながると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

台風等接近の際には、事前に子どもたちには注意の仕方、こういうところに近寄ってはいけない、そういうことは十分指導しておりますけれども、家庭の中で、では具体的にどういうことをしてほしいというようなことは、先ほど学級通信、学年通信で防災についてはということをお伝えしましたけれども、台風が接近するので、あすは休みになります、そういうときに、では御家庭で防災教育についてお話ししてくださいというようなところまで踏み込んだことは、学校はやっておりません。

○3番（市原隆生君） それはよくわかっておりますけれども、それが残念だというふう  
に今申し上げたところであります。

この防災について、私も地元で子ども会の会長なんかをさせていただいているわけですが、損害協会の方からちょっとお話がありまして、防災マップコンクールというのをやっているから、やってみないかということでお誘いをいただきました。地域の町内だけの対応でいいかということで聞きましたら、いいということなので、今度10月に子どもたちを連れて町内のどういうところが危険で、どういうところに防災の施設と申しますか、ものがあるということを教えながら、また私どもの住んでいる地域というのは、昔からの石垣が数多くありまして、これは地震のときに大変危険な状況になるのではないかと  
いうふうに予想されております。こういうことをやってみたいということで、消防本部の伊南予防課長さんに御相談しましたら、快く引き受けていただきまして、議員のいるあたりはこういう状況ですよということで教えていただきました。それをもとに子どもを連れて回りながら、町内の防災について教えていこうかなというふうに思っているところであります。こういうところが危険で、こういう形で逃げるのだというような指導をしていきたいと思っているのですけれども、こういう民間の団体でありますけれども、推進しているところがあります。こういう大変いいことだというふうに思うのですけれども、何か学校の方でこういった動きについて支援していけることはないのでしょうか。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

学校によっては学校の周辺また通学路等について危険箇所、また交通事故の起きやすい場所等をマップとしてあらわして掲示している学校もありますが、議員さんがおっしゃるような防災マップという視点での地図をつくり、またそれを掲示している等は、私もまだ聞いてはございません。それで、そういうものを自分たちの目で見て、歩いて見て、どこが危険なのかというようなことを把握することは、非常に大事なことだと思っております。そういうことについて、また総合的な学習の時間とか、また地域での取り組み、子ども会での取り組みができるだけ広がるように、こちら声かけをしていきたいと思っております。

○3番（市原隆生君） 大切な子どもたちの命を守ることでありますので、前向きな取り組みをよろしくお願いを申し上げまして、この項目を終わらせていただきます。

最後に、ごみ問題についてお尋ねをします。

別府市の不法投棄の現状について、お尋ねをします。別府市の中で不法投棄の多い場所、また現状どのような形で捨てられているのか、教えてください。

○清掃課長（伊南忠一君） お答えいたします。

平成13年4月から家電リサイクル法が施行されました。施行後から家電リサイクル対象品目のテレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機の不法投棄が増加しております。13年度から16年度までの4年間で414台が不法投棄され、本市で回収をいたしております。不法投棄の多い場所につきましては、山間部や高速道の取りつけ道路、あるいは河川敷でございますが、近年ではごみステーションにも不法投棄が増加している状況であります。

○3番(市原隆生君) 今、家電リサイクル法による対象品目ということでありましたけれども、この品目が不法投棄されるといいますが、多くなっている原因について教えてください。

○清掃課長(伊南忠一君) お答えいたします。

家電リサイクル法では、家電、その4品目を排出する際にリサイクル料金を負担するようになっております。この制度ができたために、不法投棄が多くなったのではないかと考えられています。

○3番(市原隆生君) その家電リサイクル法対象品目において、その不法投棄の防止に向けた対策をどのようにしているのか、やっていることを教えてください。

○清掃課長(伊南忠一君) お答えいたします。

家電リサイクル法につきましては、平成18年度に法の見直しが予定されているところでございます。全国都市清掃会議を通じまして、排出時のリサイクル料金の負担を商品購入時に変更することや、不法投棄された対象品の回収及びリサイクル費用をメーカー負担すること、また対象家電製品の購入者登録制度の整備等を引き続き国に要望しているところでございます。

○3番(市原隆生君) そこで、時々お話を聞くのですけれども、近所のごみステーションに不法投棄されているということを知りたくてありますけれども、こういったごみステーションに不法投棄された場合の取り扱いはどうなっているのでしょうか。

○清掃課長(伊南忠一君) お答えいたします。

ごみステーションにつきましては、別府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第4条第3項に、「ステーションを利用する者は、協力してステーション及びその周辺を清潔にするように努めなければならない」ということが市民の責務として規定されております。しかしながら、一般廃棄物が不法投棄された場合には、どうしても自治会とかそういうところで回収できなければ、市の方で回収し処理を行っております。

○3番(市原隆生君) 今ごみステーションに不法投棄というときには、その自治会の中から出たごみではないのではないかとこの声がよく聞かれるわけですね。全然近所に住んでいない人が車でやってきて、人けのないとき、人目のないときを見計らって置いていくというのではないかとこのふうにお話を聞くわけですが、そのような防止策というのは、何かないものなのでしょうか。

○清掃課長(伊南忠一君) お答えいたします。

確かにそのとおりでございます。車の取りつけのいい道路なんかにつきましては、特にその傾向が多く、その地区の人ではなくて遠くの人が出勤時とか夜の暗いときに車で乗りつけて、ばい捨てをしていっているのが現状だと思います。粗大ごみとか家電製品だけではなくて、可燃物・不燃物につきましても、そういうのがふえて、自治会よりそういう苦情の電話があるのですけれども、こちらとしましてはパトロールを強化するしかなく、今度の平成18年度より民間委託することに伴い指導係を強化しますので、その辺の指導・パトロールをしていきたい、このように思っております。

○3番(市原隆生君) そこで、民有地に不法投棄された場合、そういったときの対応はどのようになるのでしょうか。

○清掃課長(伊南忠一君) お答えいたします。

民有地につきましては、原則的にはその土地の所有者に処理をしていただくようになっております。しかし、その所有者の方から市の方に依頼があった場合には、清掃課において料金を支払っていただいで処理をいたしております。

○3番(市原隆生君) その場合には、料金はその土地の持ち主持ちということになるのですね。

○清掃課長（伊南忠一君） お答えいたします。

粗大ごみであれば粗大ごみの料金、それからまたリサイクル4品目であればリサイクル料金をいただきますし、一時多量であれば2トン車幾らというぐあいに料金をいただくようになっております。

○3番（市原隆生君） わかりました。本当に不法投棄というのはよくないことだなというふうに、今のお答えを聞いて思っているわけでありましてけれども、この不法投棄に対して今後別府市としてどのような対策をとっていくのか、その対策、監視カメラ等を置いているところもあるというふうに聞くのですけれども、その対策についてお尋ねをします。

○清掃課長（伊南忠一君） お答えいたします。

先ほども指導・パトロールを強化するということが答弁いたしましたけれども、監視カメラにつきましては、確かに大分市もつけているようでございます。しかしながら、1カ所だけではなく、先ほども申しましたけれども、山間部やそれから高速道の取りつけ道あるいは河川、あるいはそういう町内のステーションに捨てるものが多いものですから、監視カメラを付けてもなかなか効果が上がらないのではないかと考えております。

○3番（市原隆生君） 先ほども民間委託に移る際にパトロールの強化をしたいということでありましたけれども、こういった本当にずるいごみの処理の仕方がなくなるように、これからも努力をしていただきたいということをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永井 正君） 休憩いたします。

午前 11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

○副議長（堀本博行君） 再開をいたします。

○20番（清成宣明君） 記録を調べてみましたら、平成14年3月12日、25人中の25番目の一般質問が、私の最後でありまして、実に3年半ぶりぐらいになるようであります。一般質問の仕方を忘れたのではなからうかという意見もありますので、精いっぱい、張り切ってやりたいと思いますが、3年半ぶりでありまして、3時間ぐらいやっていいのではなからうかと思ったりしております。この3年半の間に悪くなったもの、よくなったもの、進んだもの、いろいろあります。悪くなったのは記憶力でありまして、進んだものは老眼でありまして、よくなったものというのは物忘れだけという、こんな3年間で大変寂しい思いをしておりますけれども、きょう、私は本当に久しぶりでありまして、また原点に戻ってぜひ一般質問をしたいなというふうに思っております。

また、1期生の皆さんは、私の一般質問が初めてでありまして、事務局の職員も私の一般質問が初めてということであるようで、特にやってくれという要求はなかったのでありますけれども、（笑声）一般質問をやりたいと思えます。（「前置きが長い」と呼ぶ者あり）その割には早くやめろという意見が多いので、その辺も十分考慮したいと思えます。

さて、一般質問に通告しておりますけれども、まとめの都合もありまして、スポーツ振興課参事、お入りいただいておりますね、ここからいきたいと思えます。

きょうは、午前中に26番議員からお話がありましたけれども、観光一本に絞っておりますので、私も全く聞いていて同感だなと思う部分がたくさんありました。そこで、市長、たぶん一般質問通告の中で私からの質問であなたに質問が行くというふうには考えてなかったと思いますが、助役それから何人かの方は、あそこの裏のたばこを吸う席で若干お話をしました。教育長とはした記憶はないのですが、7月29日から8月11日、12日までの間に別府で大きなイベントがありました。8,100名を超える人たちが別府にお見えいただいて、そしてその方たちが連泊をさせていただいて、延べにして3万7,000人の皆さんが別府に宿泊をさせていただいて、落とされたお金がおよそ7億から8億であろうと

言われる大会があったわけでありませぬけれども、その大会を皆さんがどの程度御存じだろうかという質問をしてみました、それぞれにしてみました。残念ながらほとんどの方が、「え、何があったのですか。夏祭りですかね」という質問に対する答えでありました。今こうやって皆さんのお顔を拝見していると、「え、何があったかな」と。ひょっとしたら議員の皆さんも、「え、そんなイベントは何があったかな」ということだろうと思いません。

そこで、議員さんの何人かとお話をしましたけれども、それぞれ関係のあることで御存じだった議員さんもおられるわけですけれども、実は第57回西日本医科大学総合体育大会というのがありました。実に種目は7種目、サッカー、バスケット、バレー、バドミントン、それから弓道、卓球、水泳という男女合わせて8,170名。そして何と参加をしてくれた大学数は、44大学が別府市においてそれぞれの競技で大会を開いてくれたわけです。これを実は人権の集会在フィルハーモニアであった。私も後ろの方で参加をさせていただいて、大山町の先生のお話を聞かせていただいたわけですけれども、あの当日に実は市役所の職員もかなりあの大会には見えておりました。そのわずか30メートル離れた反対側のイベント、実は弓道の大会をやっておりました。実に壮観でありまして、的が18個並んでそれぞれの大学の選手が弓で的を射ていたわけですけれども、余り当たった様子はなかったですね。電光掲示板にぼっと出るのですけれども、10本のうち2本ぐらいしか当たらない大会のようでありましたけれども、それはそれなりにいい大会をやっていたようであります。

この大会を別府市民がどういうふう感じていたのか、何を見ていたのかということを考えてみると、「美しいまちをつくりましょう。温泉を大切にしましょう。お客さまをあたたく迎えましょう」という別府の市民憲章があるわけですけれども、全くもってそういう状況になってなかったような気が実はするわけです。これはもうあえて手を挙げてください、知っていましたか、何人がどうのこうのということを実は犠牲者をつくっておったのですけれども、犠牲者がかわいそうですから、もうあえて質問をしませんけれども、こういう大会がこれだけ開かれておりながら、我々別府市民を含めて、歓迎の垂れ幕あるいは横断幕、そしてまた料飲街においてかなりにぎわったようです。それから夜食事が終わった後、それぞれのコンビニにスポーツ姿の学生さんたちがたくさん出入りをしていました。しかし、我々市民を含めて料飲街の人あるいは旅館組合、ホテル組合の方々からも、こんなすばらしい大会があって、これだけ別府にお客さんが泊まっていたら、そしてその上でこれだけお金を落としてくれたという感謝の気持ちや、あるいはそれを言ってくれる人はほとんどいませんでした。これは、果たしてこの態勢でいいのかなということを引きょうは中心に申し上げたいなというふうにしておるところであります。

過去、いろんな大会があるわけですけれども、少なくとも1週間そこらで4万人に近い人たちが別府に泊まってくれる大会なんというのは、そうあるわけではありません。それをもし担当課の職員も含めて何にも感じてないということであれば、これこそ別府の観光そのものがなれっこになってしまったか、あるいはもう市民も含めて全く感じていないということになれば、これは国際観光温泉文化都市あるいは観光都市として、もうその体をなしていないというぐらいに実は悲惨な事例ではなかるうかと思うのです。だから、きょうはそのことについていろんな形で議論をしていきたいなというふうにしております。

大変トップが犠牲者になって申しわけないのですけれども、市長、この件について何を御存じで、市としてどうされてという、感想でもあれば、ぜひまずお聞かせをいただけたらありがたいなと思えます。

○市長（浜田 博君） 初めて議員から質問をいただきまして、今感無量でございます。と申しますのも、私が市長に就任して、まさに議長という大役の中でこの2年半、本当に

議会のまとめ役として頑張っていた。個人的な関係を申し上げますと、あなたの愛妻であるえみちゃんが、私の教え子であるという強みがありまして、（笑声）あなたの心臓をしっかりと握っておりましたから、いろんな御指導をいただく中で本当に温かい思いをいただいていることを、感謝は申し上げております。

ただいま御質問をいただきました医科大学の大会、これは最終的な効果、経済効果を含めて私は精査はいたしておりませんが、すごい大会に来ていただいたなど。もちろん別府が主会場になっておりました。宿泊の中心でありましたし、全県下、そしてまた全国的にも多くの種目がこうして来ていただいているということは、しっかり認識はいたしておりましたし、そのためにめったに別府市以外での開会式にまで出たことがないのですが、これだけは出たいという思いで、私は大分であった開会式にも夕方駆けつけまして、別府で泊まってください、そして別府で心をいやしてください。お医者さんの卵さんばかりでございますから、そういう方々がスポーツに興じる、そしてその中で親睦を深めるということは、この別府の温泉で心身ともにいやしていただきたいという思いをしっかりと歓迎のあいさつで言ったことを記憶いたしております。その後、各会場でいろんな種目が開催をされておりました。本当に温かい思いで、うれしいなという感謝の気持ちでいっぱいございました。

○20番（清成宣明君） 市長がそういうことで、ごあいさつに行ったということは存じております。ただ私が今回問題にしたいのは、実は私のところに大分の医学生の親御さんから電話が来まして。青山中学校のプールをお借りして、大会がありました。ところが、駐車場の手配ができておりません、ついては駐車場をお貸し願えないでしょうかというのが第1報でありました。たぶんこれは5番議員さんもバスの手配をされたら、それから12番議員さんも陸上のサッカー場のことがあったと思うし、いろんなそれぞれのところで議員さん方に、どうしてほしい、あるいはこうしてほしいという連絡が実は何名かたぶん来ているのだらうと思います。そうすると、それは大変な大会だ、ぜひということで、我々はまた教育委員会にお願いをしたり、あるいはこうこうこうだということで、許可は校長権限ですけれども、教育委員会を通してという形をやっているわけです。

したがって、教育委員会がやり玉みたいになったのですけれども、私の一般質問の中での通告はスポーツ観光を今度は取り上げますけれども、教育委員会の関係ということについて取り上げていますけれども、実は今回と同じようなことが、農林部門であろうと環境部門であろうと、あるいは福祉部門であろうと、今後とも起こり得ることだらうと思うのですね。だから、私は随分前にもいろいろ言っておりますけれども、ぜひONSENツーリズム局ができた以上、市の職員さんが全部が寄ってたかって観光というものに取り組んでいくのだということの機構改革を含めて仕掛けができたわけですから、その仕掛けのできた第一歩がこれであっては、私は困るということをきょうは申し上げたい。

だから、そういった中で教育委員会の立場からすると、スポーツ振興課は実行委員会の方から会場の手配をお願いされた。たぶんそうだらうと思うし、それに対して補助金を、1,000名以上の宿泊者があれば補助金をお出ししますよと、そのルールにのっとってたぶん事務局対応をしたら。しかし、それが、手配はできたけれども、それ以上スポーツ振興課が、このお客様を温かく迎えるために、あるいはその方々の便宜を図るために何をするか、何をしたか、あるいは何をしなければならぬかということに関していえば、それぞれの管理するものに対しての管理及び準備はしただらうけれども、しかし、来てくれたお客さんに、試合が終わったり、あるいはどこかの何とか会議、国際会議であったりしたときに、終わった後のいわゆる観光に対してのもののサポート、あるいは準備というのは、残念ながら基本的にはできてないという姿が、ある意味では如実にあらわれた。議員の皆さんに、少なくともこれだけの大会があるということであれば、へえ、そんな7,



000人も泊まってくれるかということになったときに、旅館組合であろうと料飲組合であろうと、少なくとも歓迎の意があらわされたり、あるいはまちにポスター、あるいは我々が青年会議所の時代に京都に京都会議というのがありました。2万人全国から集結しますけれども、もう料飲街を含めて、旅館・ホテル含めて歓迎の垂れ幕、横断幕、ステッカー、もう本当に感謝をしていただくぐらいの仕掛けをしていただいた。

しかし、残念ながらこの大会見る限り、別府市の対応をどうした方がよかったのか、あるいは観光関係者あるいは旅館・ホテル、さまざまところと協議がされたのかされないのか、それすらわからない。それは担当者にお聞きして、「ああ、そんなことがあったのですか」というぐらいの認識、感覚でしかないということは、これはもう観光別府にとってはまさに生命線を絶つような認識しかないということと言わざるを得ないというふうに実は考えるわけです。だから、そういうことが、きょう、私がこの質問をするまでに、もし市の職員も含めて、「え、そんな大会があったのか」、あるいは「そんなことだったのですか」という感覚であっては困るのであって、本来からいったら、少なくとも私も弓道を見に行き、すごいな。そこで、「きょう、何をやっているのですか」、「幾つの大学がお見えになっていますか」、「いつまで泊まられるのですか」。わずか30メートル離れて反対側のアリーナに行けばそれが見れるのに、果たしてその当日、人権の方が福祉関係を含めて行かれた人たちの行動が、市の職員の行動も含めてどうだったかな。あるいはホテル・旅館の人たちが、では自分の泊まっている大学の選手の応援に、旗を持ってでも応援に駆けつけたか。あるいは予約の入った料飲街の人たちが、恐らく貸し切りのところもたくさんあったと思います。そうすると、「何々大学御一行様」とか「歓迎」とか、そういった気持ちがどこかにあらわれていたのだろうかということを考えるときに、これは根本から別府の観光を、まずそこから見直さない限り、それは幾らいい施設をつくろうが、幾ら環境を整えようが、一回来たらそれっきりということになるのであれば、余りにも寂しいし、悲しいし、そういう思いが実はしておるわけです。

一例を話しますと、きょうの合同新聞ですか、富くじマラソンの報告が出ていました、国東町で行われる。そうすると、あそこに来る3,500円の入場料、一番長いクラスは、入場料というか参加料を払って来るわけです。わずか37人しかいない富来の小学校の子どもたちは、参加してくれる選手の名簿が出てきた、一人一人全部はがきで「お待ちしております。応援します。ぜひ頑張ってください」というはがきを出すのです。それを見た選手は、来たときに歓迎をしてくれる、あるいは選手が走っていれば応援をしてくれる。わずか37人しかいない子どもたちが、はがき1枚でその歓迎を言いあらわしてくれて、実際にマラソンが行われている。だから人がたくさん集まる。参加料3,500円でも集まってくる。私も今、湯けむり健康マラソンの陸協関係の役員をさせていただいていますけれども、こういったことはやっぱりまねをしなければいけない。ただありきたりに20回を迎えるから、あるいは担当が教育委員会の一部署であるから、形どおりのことをやってあげればいいということであれば、別府の観光がやっぱり伸びない原因はその辺にあるのではないか。

議員の皆さんは多分御記憶でしょうけれども、今度県体があります、18日に県体があります。ことしは長湯温泉の方ですけれども、豊後高田であろうと宇佐であろうと、どこかの大会で県下11市の大会をやっているソフトボールの大会に、別府の料飲街のお姉さん方が、お嬢さん方が応援に来てくれている。これは以前たぶん言ったと思いますけれども、ただ応援に来てくれているのは、我々別府市の議会の応援に来てくれているのではなくて、宇佐であるとか中津であるとか、津久見であるとか竹田であるとか、そういった人たちのところに差し入れを持って行って、「また来てくださいよ」ということをやっているのですよ。知っている人がいれば、「よおっ」というぐらいのことはありますけれども、

「きょうはどうしたの」、「きょうは竹田の応援です」、「ああ、そう」。だからそういった形がやっぱりあるかないかでは、もう大いに違うという実例を我々は幾らでも見ているわけです。

それから、たまたま議長のとくに別商の卒業式にごあいさつをさせていただく機会がありました。これは市長さんも出られたし、議員の方も御出席をいただきました。そのときに、たまたま私の同級生が香川県のホテルの総支配人をやっている、別商のプラスバンドの子どもたちが泊まって、徳島である大会の送り迎えからいろいろなお世話をした。それに対して別商の子どもたちが、そのホテルの支配人及びお世話になった方々に手紙を書いたというお話をいたしました。そして、彼らはそれに感激をして、別府市でこういう別商という、本当にすばらしい。一生懸命頑張っていたし、そういうお礼状もくれたということで感激して、私のところにはがき、それからコピーを全部送ってきた。要は、心がない観光を幾らやったって、やっぱり進んでいけない時代に本当になったという気がしてなりません。

それからもう一つ。もう一つショックだったとは、これも議員の皆さんは多分気がついておられると思うのですけれども、盆踊り大会、花火大会が先日ありました。あのときに我々はあるホテルの一室を借りて、浴衣に着がえて参加をしたわけですね。ところが、そのときにあのスパビーチまで行くペDESTリアンデッキを浴衣を着て歩きました。そこに見たものは何かといったら、草ぼうぼうでした、あそこが。県がやってくれた、あるいは国がやってくれたにしても、あれだけのペDESTリアンデッキができて、海をきれいに、あるいは散歩ができるようにしたはずの中心をなすところは、草ぼうぼうであるというこの現実を見たときに、「お客さまをあたたく迎えましょう」、「きれいなまちをつくりましょう」。まあ、「温泉を大切にしましょう」は別のところかもしれませんが、そういったことで別府の観光を本当に推進しているのだとするならば、これはもう全く地に落ちた観光といえますか、そういうことを最近感じる場面が非常に多い。

だから、ONSENツーリズム局をつくって一生懸命やろうとしている裏では、市民も含めて観光関係の業者あるいは行政、皆さんも含めてやっぱりけさほど言われた目配り、気配り、心配り、これが余りにもなさ過ぎる、あるいは横の連絡、あるいはそれに対する心遣いができてなさ過ぎる。これはもうやっぱりここで私も議長をやめていろいろ考えた結果、これだけは今回どうしても申し上げたい。市長さんと一緒にこの2年間に5回ほど海外に観光客誘致の視察がありました。もう本当に朝から晩までいろんな方とお会いをし、誘致をし、あるいはそれなりの成果を上げたと思っております。これも市長さんの努力に心から敬意を表しますけれども、しかし、地元である本来そういった方を迎える態勢が、こういった形ではもうどうにもならんという思いが本当に強くするわけですね。

だからそういったことを考えると、今回はこれだけ言えば、私はもう、あと余り本当は言わなくても、それを皆さんがそれを酌み取っていただいでやっていただくなら、それはそれいい。だから午前中、ひょっとしたら3番議員さんが15分残してくれれば15分でやめようか、これだけを言おうかと思ったのですけれども、最後までいきましたので、ちょっと延びますけれども、そういう気持ちでいっぱいなのですよ。だからそれをぜひ今回の私の一般質問として受けとめていただいで、ONSENツーリズム局を中心としたところで本当に頑張っていたかかないと、過去、宴会旅行であったり、あるいは企業の忘年会であったり、やった時期がありました。飲めや歌えやの時期もありました。しかし、それからやっぱり「安・近・短」と言われるように旅行形態も変わり、今や本当にまちづくりを見に行くとか、あるいは市民の人たちがそれぞれに行くようになった時代に、修学旅行でさえ自分たちで日程を組み、自分たちの目的を持って組みかえる時代になったときに、これではやっぱり別府の対応がいかにおくれているかということを感じざるを得ないとい

うふうに思っております。

代表してこれはもうやっぱり担当だろうから、ONSENツーリズム局のどなたか、観光室長かどなたかにお答えをいただきたいのですけれども、本当にこれを打破してやっていけるのかどうか。その辺のやっぱり決意をきょうはお聞かせいただきたいと思います。

○観光まちづくり室長（中尾 薫君） お答えいたします。

決意をというふうなことでございます。議員も御指摘のように、別府市は入湯税ベースでも二百数十万、観光動態ベースですと400万近い宿泊者が来ております。その数にいつの間にか甘えてというのですか、その一番基本部分を忘れていてのではないかというふうな御指摘がございました。確かに今からの観光というのは、宣伝もさることながら、やはり来た方が「いいな、また来たいな」、心を残すことが一番の宣伝であろうというふうに思っております。なかなかそれを現実のものにしていくのは非常に難しいとは思いますが、基本でございますので、観光まちづくり室、またONSENツーリズム局としても、業界と一体となってその実が実るようにやっていきたいというふう考えております。

○20番（清成宣明君） ビジットジャパン構想、500万を1,000万人海外から入れるとか、いろんなことでやっぱり国がやっと力を入れてくれ始めた。だから、いわゆる全世界の産業の中で観光産業が一番の産業であるということも認定されたようなものですが、その中で別府がとるべき道、あるいは別府が進んでいく道というのは、本当に今が一番大切だろうと思うのですね。ところが、さっきの草を、せめて私から考えたら、自分のところの前の幅ぐらいの草はきれいに取る。もうこれは当たり前、それが、「県の施設だからうちは手を出せないのです」というのだったら、県と交渉してでも「自分のところの草をむしらせてくれ」というのが当たり前であって、それをこまねいてしないというのであれば、これはもう何をかいわんや。

だからそういったことを現実として、もし知らなかったのであれば、これはその情報がむしろそれを管理する、あるいは県から、あるいは土木、建設部の方から何らかの、これはやっぱり取らんといかんのではないか、あるいはこういうことがあるのだけれどもということが、やっぱりそれぞれの部署から担当部署に対して、「こういうことはやっぱり対処した方がいいのではないですか」という横からの少なくとも情報が入ってこない限り、では観光課の職員がその見回りだけをするというわけにはいかんわけですからね。そうすると、やっぱり市の職員の一人一人のそういった情報が寄せられて、それに対してやっぱり業者あるいは業界、あるいはそれぞれの施設に対して言わなければならん、指導をしなければならんのであれば、やっぱりきちっとしていかない限り、別府全体の効果が上がらない。ところが、どこかで、いや、スポーツ振興課はここまでいいのです、あるいはどこかはここまでいいのです、あるいは自分たちの部署はこれなのだから、それを観光担当部局にも、ツーリズム局にも言わないのであれば、これはもうそこでとまってしまう。だから、言わなくていいかどうかという判断は、「要らんこと言うな」と言われたときに考えればいいことであって、少なくとも情報としてこういうことが起きているよ、あるいはこういうことが、これはお客様に対して失礼ですよという情報は、やっぱり役所を含めて、業界を含めて、すべてと連絡・連携をとるということをやっぱり第一にやる方式にしていたかんと、どこかでなれっこであり、どこかで甘えがあり、だれかやるだろうでは、別府のまちのいわゆるよさはなかなか上がってこない。

だから、湯けむり展望台、せっかくつくっていただいてかなりお客さんも見えているようですけれども、そうすると、やっぱりあの湯けむり展望台を観光関係者に尋ねない限り、だれもあそこに案内をせん。さっき草加せんべいの話がありましたね。あれと同じで、どの職員だって、だれだって、「湯けむりを見たい」と言ったら、「ああ、あそこがいいですよ」と、やっぱり案内をしてあげられるだけの職員なり、あるいは観光業者になってい

ただかないと、これからの別府はますます価値観が多種多様に変化をして、来られたときに右往左往するということになるのではないかという気がします。

いずれにしても旅行形態が、あるいは観光客の動態がかなり変わっております。変わっておることは事実であるし、また1カ月も2カ月も3カ月も前から旅行を計画して積み立てをするというような旅行ではなくなりました。「あした、どうする」、「行こうか」というぐらいの形で来るわけですから。しかし、それでも観光客は何を考えて来るかといったら、今も昔も変わらないのは、非日常的なものを探しているということだけは、これだけは永久に変わらないし、何かを体験したい、何かを経験したい、あるいは新しいものを見たい。この姿勢はどんな観光客であっても、これだけは変わってないと思うのですね。だからそれに対応するのは何かといったら、やっぱりおもてなしの心を中心としたそういったものに精いっぱい進んでいかないと、これは別府観光そのものがだめになってしまうというふうに私は考えて実はおるわけです。

本当はもっと市長をほめ上げようと思ったのですが、ほめ殺しで引き落とすのもかわいそうだし、ただし、皆さんが一生懸命やっていることは認めます。私が議長をやらせていただいて、本当にそれぞれの職員さんといろんな話をして、一生懸命であるということは承知をしています。ただしかし、せっかくできたものにやっぱり魂を入れるだけのお金が必要ならばお金、人が必要ならば人をやっぱりつける。あるいはそれをそれぞれが要求して本当にやるのだという姿勢を見せないと、お金がないから、あるいは人がいないからということは、もう通用しないというふうに私も思っています。だから、よそを削ってでも必要ならば必要。

ただし、ここで注意をしますけれども、それぞれの部署における職員さん、あるいは教育委員会もそうですけれども、イベントのときのご、「てご」という言葉はちょっとどこの……、別府でも「てご」ですかね、私は大田村出身ですから、昔から「てご」と言うのですけれども、お手伝い要員に市の職員がなるのだったら、それは間違いだと思います。やっぱりあくまでも最先端を走るノウハウを駆使し、情報を入れ、こういうふうにやりましょう、こういうふうに行くのですよという指導的な立場に市の職員さんが一生懸命やるようにしてあげることが、執行部、市長を初め三役を含めて皆さん方、最前列にお並びの方々の努力だろうと思います。だから、その辺をしっかりとかがみしめていただいて、精いっぱいの努力をしていただきたい。

議長時代にあちこちの議長さん、あるいはいろんなところで「別府の観光はどうか」としょっちゅう聞かれました。「悪いです」と言ったことは一度も私はありません。「この不景気の中で頑張っています。何とかお客さんに来ていただいています。ただし、不景気ですから、すこし単価は下がっていますけれども、本当にお客さんにたくさん来ていただいております。頑張っております。どうぞお越しく下さい」。議会の方で「悪い、悪い」と私は今こう言いながら、外に向けては「ああ、いいですよ」という、ちょっと矛盾したところもあるのですけれども、しかし、やっぱり午前中、26番議員さんの話であるように、やっぱり直しながら前へ進んでいくというその腹固めを、せっかくツーリズム局ができたわけですから、どうぞ皆さん方のまさに再生をかけての奮起、奮闘を期待して、どなたか御返答、答弁があればお聞きをして、今回の一般質問をこれで終了したいと思えます。

○市長（浜田 博君） あえて答弁を求められたわけではありませんが、本当に別府観光の核といいますか、その心を忘れるなという温かい御指摘をいただいたと私は思っております。とりわけ26番議員からも海浜砂湯の問題を例にとりまして、あの張り紙一つ、私は知らなかったわけでごさいます、その言葉が、本当にこれは行政的な言葉であったのかなと本当に反省をさせていただいており、まず知らなかった私が反省しなくてはいけな

い。本当に心からまずそこに来ていただいた、ありがとう、しかし、大変申しわけありませんと。台風とはいえそういうことで海浜砂湯から、また竹瓦の砂湯へ案内する方法、このくらいのことはあってもいいのかなと、本当に聞きながら、反省をさせられました。

そういうことも含めて、今、議員から御指摘の医科大学のいわゆる西日本大会、これに対する歓迎の心がなかった。これも本当に聞いてみれば、私も開会式に出て精いっぱい歓迎をしたのですが、各会場に対する配慮が足りなかったのかなという思いを今持っております。そのことがすべてではありませんが、あなたと海外に行って一生懸命別府観光に、「別府に来てください」という誘致を一生懸命したあの姿を思い出すわけですが、その中には受け入れ態勢ができていないではないかということと言われれば、全く私も今反省をしているところでございます、このあなた方お二人が今御指摘されたことは、まさに私が機構改革で求めるONSENツーリズムの心なのです。そこに交流から始まる、笑顔から始まる「いらっしゃいませ」。本当のスピリタリーの心、おもてなしの心、こういうソフト面の充実が本当に私自身に足りなかったということを猛反省をさせていただきました。今、ツーリズム局、全庁体制で頑張ろうという、一生懸命職員は頑張っております。まだまだ不勉強で至りませんが、皆さん方の温かい御努力・御支援をいただいて、別府観光再生に向けて全力投球をいたしたいという心を新たにすることを申し上げまして、お礼にかえたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○14番（野田紀子君）では、一般質問をさせていただきます。共産党の野田紀子でございます。

まず、介護保険制度につきまして、お願いします。

介護保険制度の第3期計画についてでございますが、まず第1期事業計画と第2期事業計画と比較して、第3期事業計画の特徴というのがあれば、教えてください。

○介護保険課長（入田勝人君）お答えいたします。

平成12年度にスタートしました介護保険制度は、介護や支援の必要な方を社会全体で支える仕組みとして着実に浸透・定着してきました。要介護高齢者等をめぐる状況を見ますと、全国的に要介護認定者はこの5年間で約2倍となり、中でも要支援や要介護1の認定を受けた方は約2.5倍と大幅に増加しており、認定者の増加に伴いサービスの利用も大幅に進み、介護保険に要する総費用は毎年10%前後の伸びを見せております。

本市につきましても、平成12年度の実績と比較して平成16年度末現在で認定者数は約1.6倍、そのうち要支援は約3.1倍、要介護1は約2.4倍、総費用は約1.5倍となっております。また全国的に高齢化が急速に進行しており、10年後にはいわゆる団塊の世代が高齢期を迎え、かつて経験をしたことのない超高齢社会へと突入することになります。ちなみに、本市における高齢化率は現在25%を超えており、これは全国的なペースより10年ほど早いものとなっております。

このような現状を踏まえ、今回の制度改正は、制度の基本理念である高齢者の自立支援、尊厳の保持を基本としつつ、制度の持続可能性の確保、明るく活力ある超高齢社会の構築、社会保障の総合化を基本的視点として制度の見直しが行われるものであり、当然のことながらこれらを中心にした計画策定になるものと思っております。

具体的には、新予防給付と地域支援事業の導入を中心とした予防重視型システムへの転換、介護保険3施設等の居住費及び食費を保険給付の対象外とする施設給付の見直し、地域密着型サービスと地域包括支援センターの創設を中心とした新たなサービスの確立、サービスの質の確保・向上、負担のあり方、制度運営の見直しなどを盛り込んだものになるかと考えております。

○14番（野田紀子君）これを立場をかえて言いますと、この5年間、介護の社会化の実態というのが、利用者と介護事業者との契約というのが原則になりました。利用者とい

うのは、おおむねお年寄りです。お年寄りと介護事業者との契約というのが、細かい字を書いたあの契約というのに署名をするという、そういう原則になりました。

介護保険制度が始まる以前に比べて、高齢者の保健や福祉に対する市の責任が、この契約のおかげといたしますか、契約のせいで大幅に後退をして、その上事業者にお任せになった分、高齢者の暮らしの実態というのが、行政には大変つかみにくくなっていると思います。現に策定委員会、議事録を見せてもらいましたが、市の発言と思われるのですが、特養ホームの入所待機者数210名を、古いデータであるが、として紹介をし、その210名の介護度別人数を示せずがありました。委員会から――策定委員の人からと思われるのですが――今回の計画策定に当たっては、入所待ちを含めた実態の状況を詳しく提示してほしい、このように指摘をされております。

同じく策定委員の発言と思われるのですが、さっきおっしゃった新予防給付は高齢者のためではなくて、介護サービス費を減らすということが第一義的であり、制度として失敗する心配がある、このことも指摘をしておられます。予防介護を始めることによって要支援と介護度1の方へのサービスを制限する、あるいはまた、これからお話が出ると思うのですが、地域包括支援センターによる自治体の保健機能、保健機能の縮小などが第3期計画の特徴。この第3期計画の特徴というのが、国が負担する財源を1期、2期の介護保険計画よりもさらに削るということを目的としていると思わざるを得ません。

次に、地域包括支援センター、3期事業計画で初めて出てくるものですが、これの機能をもう一度教えてください。

○介護保険課長（入田勝人君） お答えいたします。

地域包括支援センターとは、中立・公正な立場から地域における介護予防事業のマネジメント、介護保険外のサービスを含む高齢者や家族に対する総合的な相談・支援、被保険者に対する虐待の防止、早期発見等の権利擁護事業、支援困難ケースへの対応など、介護支援専門医への支援の四つの機能を担う中核館として位置づけられるものでございます。設置・運営主体は、市町村または市町村の委託を受けた在宅介護支援センターの設置者などの法人等で、おおむね人口2万から3万人に1カ所の設置。職員構成につきましては、保健師または経験のある看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員、各1名の配置が目安とされております。

○14番（野田紀子君） その地域包括支援センターの設置というのは、市が行うものでしょうか。それともどこかに委託をするものでしょうか。

○介護保険課長（入田勝人君） お答えいたします。

この件に関しましても、策定委員会等で議論されるものと考えております。

○14番（野田紀子君） 介護予防事業のマネジメントをするというのが機能の一つということから、地域包括支援センターというのは、介護予防ケアプランを作成し、それに基づいて現在の要支援と要介護1のほとんどの方が筋力トレーニングなどの新予防介護を受けるということになると理解してよろしいでしょうか。

○介護保険課長（入田勝人君） お答えいたします。

介護予防のマネジメントは、地域包括支援センターの保健師などがアセスメントに基づき心身の自立性向上に実行を見込めるプランを作成し、サービス利用の効果などをモニタリングしながら自己評価まで、トータルなマネジメントを行うこととなります。

○14番（野田紀子君） 横文字が並びましたけれども、だから、利用者をお一人お一人きちんと話をし、あるいは調査をして、介護予防ケアプランを一人一人に当ててつくって、それを実行して介護予防がきちんとできているかどうかを最後まで検証するのである、そういうことでよろしいでしょうか。

○介護保険課長（入田勝人君） そのとおりでございます。

○14番(野田紀子君) ありがとうございます。それで、先ほどもおっしゃいましたが、地域包括支援センターの中立・公正な立場ということと、それからこれが同じようにもし介護保険料で運営するのであれば、介護保険料を滞納した場合は、相談などまでできなくなる心配もあります。高齢者の保健とか保健医療福祉相談事業というのは、大体利益を求めない自治体の事業でなければならぬと考えます。大分県内のある市なのですが、市直営の方針をも同じように策定委員会に提示して議論をするという予定であるということを知ったことがあるのですけれども、別府市におきましても、地域包括支援センターは市の直営とする方がいいと思いますが、この点いかがでしょうか。

○介護保険課長(入田勝人君) お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、センターの設置の件につきましては、策定委員会等で議論されるということでございます。

○14番(野田紀子君) これが策定委員会で討議をして、直営になるにしろ、あるいは委託になるにしろ、高齢者の身になって運営をされるように、まだ決まる前ですけれども、要望をしておきます。

この地域包括支援センターが実際に設置をされる時期というのは、いつでしょうか。

○介護保険課長(入田勝人君) お答えいたします。

平成18年4月からと考えておりますが、これにつきましても策定委員会等で判断されるものと考えております。

○14番(野田紀子君) では、次に移ります。地域密着型サービスというのが、同じように上げられておりますけれども、このサービスの提供者、そしてまた財源を教えてください。

○介護保険課長(入田勝人君) お答えいたします。

地域密着サービスとは、要介護者、要支援者が住みなれた地域で暮らし続けるためのサービスとなっております。主なサービスは、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、介護を中心に要介護者の様態希望に応じて随時訪問や泊まりを組み合わせるサービスを提供する小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、地域密着型特定施設入居者生活介護などで、これらのサービスにより24時間安心して生活できる体制づくりを目指すものとなっております。

なお、原則として利用者につきましては、各市町村の被保険者に限定されております。

財源につきましては、施設整備には国の交付金制度が設けられており、運営財源に関しましては、基本的には現行と同様のものとなっております。

○14番(野田紀子君) これを見ますと、介護保険制度が始まったときの理想といえますか、365日、24時間切れ目なくサービスが続くような施設ができるというふうに思われるのですけれども、これがまだはっきり来年4月から直ちに始まるというようなことは到底考えられませんが、第一いろんな施設をつくるのに建物も土地も要るわけなのですが、せっかくこういう計画ができたのですから、国がこういう計画をつくったのだから、絵にかいたもちにならないようにしっかり市町村としても頑張っていただきたいと思いません。

次に、一番身近で死ぬまで徴収される保険料は、第3期の保険料はどうなりますでしょうか。

○介護保険課長(入田勝人君) お答えいたします。

基本的に事業計画期間中の保険料は、当該事業計画期間のサービスの量の総体が決定され、それに対応した形で決められるものがございます。サービス料またそれに伴う保険料も、現在設置しております策定委員会の中で議論されるものと考えております。

○14番(野田紀子君) まだ策定委員会の中では議論に上がっていないというふうに聞

いております。今度の第3期計画には新予防給付なんかの、先ほど申し上げました新しい事業が介護保険財政に入ってくるわけですから、一体この保険料はどうなるのかというのは、前の1期、2期のころよりも大変私どもにもわかりにくくなっております。今わかっていることとか、厚生労働省から出されているのでは、保険料の今5段階なのを、もっと小分けにするというふうな情報が出ておりますけれども、どのような段階になるのでしょうか。

○介護保険課長（入田勝人君） お答えいたします。

保険料の段階ということですが、現行第2段階を細分化し、負担能力の低い人にはより低い保険料率を設定することになっております。具体的には、現行第2段階を年金以外の所得がないことを条件に年金収入80万円を境に、それ以下の場合の新第2段階、それを超す場合の新第3段階に2分されることとなります。

○14番（野田紀子君） この第2段階、現在の第2段階というのは、市町村税世帯全員が非課税というおうちです。このおうちにいるお年寄りが年金収入が80万円以下の人と、それを超える人に分けるということですね。80万円以下の人を新第2段階として、80万円を超える人を新第3段階というふうにするわけです。この第1期のときから介護保険料の負担が重いという世論が大変大きゅうございました。こちら別府市でも、その第2段階を第1段階と等しくするという軽減条例をつくっていただいて、今九十何人かの方がその適用を受けておられます。そういう同じような負担が重いという世論が大きくなったから、国としても第3期には何とかしなければいけないなということで、このような小分けをしたわけです。この小分けをした中をどういうふう実際に保険料を徴収するかというのは、市町村の裁量部分がかなり大きくなっているということですが、それは本当に市町村の方の裁量部分が以前よりも大きくなっているのでしょうか。

○介護保険課長（入田勝人君） 第2段階の保険料率につきましては、市町村によって保険者の方で料率を定めるようになっております。

○14番（野田紀子君） そうしますと、身近な自治体の介護保険課の方は特に身にしみておられると思いますけれども、窓口で「保険料が高い高い」という声はじかに聞こえてくるとお思いますので、その声をしっかり聞いていただいて、軽減制度もまた続けるようにお願いをしておきます。

それから、ことしの10月からこの第3期の負担とか、いわば前倒して施設の居住費と食費、また通所の食費を保険から外してお年寄りの自己負担にするというのが実施をされるようになりました。それで補正予算も実際提案されております。議案質疑をさせてもらいましたけれども、同じように通所系サービスのでデイケアやデイサービスも食費が保険外しになるのですけれども、その負担と低所得者への軽減制度というのがあれば教えてください。

○介護保険課長（入田勝人君） 通所系サービスの関係の軽減制度はございません。

○14番（野田紀子君） すみません、通所系サービスの食費の負担を……

○介護保険課長（入田勝人君） お答えいたします。

通所系サービスにおける介護報酬の食事提供加算は1カ月につき390円でございます。利用者は1割の39円を負担しておりましたので、1回につき351円の増となります。

○14番（野田紀子君） 補正予算に出されました施設については、いろんな減免・軽減制度というのがありましたけれども、通所については外されたものはそのまま個人負担になるということですね。以前から食費については、食材費というのは個人持ちだったので、この別府市の中でもデイケアやデイサービスの介護事業所それぞれに食材費といいますが、給食費というものを徴収しております。その上に今度は、保険の351円がふやされるという計算です。



例えば私が知っているある御夫妻なのですけれども、御夫婦とも不自由な体になられたので、デイケアを奥さんは週に3回、御主人は週に2回、そしてホームヘルパーをお二人で週11時間利用しております。このお二人は車いすなのですけれども、デイケアのリハビリと入浴と食事で人間らしい生活ができる。特に入浴と食事がありがたいということです。そうしますと、このお二人の場合は、デイケアでの食費の増加が351円で、これが20回、月にありますね。そうすると月に7,020円の負担増になるという計算になります。1回351円ふえるぐらいと思われるのですけれども、これが夫婦で毎月払っていくわけですから、1カ月分の負担となると大変大きな負担になります。ましてこの食費は、事業所と利用者の契約だけになっていくわけですから、さらに負担が大きくなれば、現在の週2回、週3回のデイケアの利用回数を減らさざるを得ないのではないかと思います。

在宅介護支援センターの方にも話を聞きに行ったのですが、ケアマネージャーさんの話では、この10月からの食費の負担の説明を利用者の方にするのだけれども、経済的に余裕がある方は、この程度の負担というのは、「食費、もうみんな食べるのだからいいですよ」と言うのです。ですが、大部分の高齢者の方は「ううん」とうなって、では通所を、通所というのはデイケアですね、「デイケアを1回減らします」というふうに、サービスが受けられなくなっております。

特養などの補正予算に入れた施設も10月から負担がふえるわけですが、この利用者負担の上限というのがございました。これがあっても年間18万円、上限がない方では年間30万円以上の負担増になると考えられます。その中に、この上限が全くないという、補足給付がない人というのでもまたおられるわけです。施設のやっぱりケアマネージャーさんも入所をしておられるお年寄りとそのお年寄りの家族の方に、こうこうで負担がふえます、あるいは上限で補足給付をもらわなくてはいけないから、申請書を書いてくださいという説明をするのですけれども、その家族の方は、幾ら高くなったとしても、この特養、特別養護老人ホームを出たら介護する人もいないし、一緒に住む家もないし、きょうだいみんな苦しいけれども、何とかしますからと。やっぱりきょうだいで御両親のためにお金をかき集めて、入所費を工面しますからと頼むのだそうです。

このようにどんどん負担がふえていくということのほかにも、6月議会でも申しましたけれども、老年者控除の廃止で新たに4,200人の65歳以上の方が住民税課税になるということでした。課税されることによって当然、住民税は負担しなければいけませんし、非課税世帯が課税世帯になることで介護保険料が――今から言います介護保険料は現在の介護保険料です、第2期のことしの3月31日まで続く介護保険料です――介護保険料は一挙に今の5段階のうちの2段階から3、4段階に上がるわけですね。現在のこの保険料が年間1万8,900円も上がるという方が生まれる計算になります。そのほかにも課税世帯、あるいは税金を払っているということによって、医療の方ですと高額療養費の自己負担限度額、これが3万5,400円だったのが7万2,300円になるはずですが、介護の方は高額介護サービス費の限度額1万5,000円も3万7,200円になり、また負担増になるとこれも思われます。

何か大変ごちゃごちゃしてわかりにくい話なのですけれども、要は税金がふえるということによっているんな負担がふえていくということです。その税金も収入がふえたから税金が上がるのではなくて、課税点が人為的に下げられたから必然的に税金がふえた、払わなくてはならないようになったのだという税金です。

高齢福祉の方にお聞きしますけれども、緊急通報システム老人福祉電話対応事業、家族介護用品給付事業、家族介護慰労事業というのは、対象が所得税、市民税の非課税世帯になっておりますけれども、やっぱり課税されるようになれば、現在受けているサービスは、これはどのようになりますでしょうか。受けられなくなるのでしょうか。

○高齢者福祉課長（安部和男君） お答えいたします。

税制改正に伴いましたら、もう課税されれば、対象事業につきましては、14番議員さんが言われた事業につきましては該当しなくなることになります。

○14番（野田紀子君） そうしますと、年金は毎年削られる中で次々と高齢者に税金はもとよりのこと、生活のあらゆる面で負担がふえてくる。高齢者福祉の方も受けられなくなるというわけです。こういうひどい状況の中で、これは市がやっていることではなくて国がやっているようなことなのですから、負担軽減策や福祉施策をもっと充実するように国に対しても意見を上げるなどの市の姿勢が、今本当に求められていると思いますけれども、この点いかがでしょうか。

○福祉保健部長（岡部光瑞君） お答えいたします。

介護保険制度は国の制度でございます。今後実情を見ながら、必要があれば各市と協議し、また大分県を通じて国の方に要望してまいりたいというふうに考えております。

○14番（野田紀子君） 別府市は特にお年寄りの年金なんかも大変安いといいますが、低い層が多々ございますので、しっかり国の方に要求するということでも頑張っていたきたいと思えます。

次に、介護保険策定委員会についてお願いします。

市町村は、介護保険法117条第5項の、「あらかじめ被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする」という規定に基づいて住民参加ということを実体化しなければならなくなっております。それが介護保険事業策定委員会でございます。策定委員会は、介護保険事業、老人保健福祉事業の策定にかかわられて、市民にとって大変重要な市の計画を策定する委員会であります。老後の生活を左右するような委員会であるので、情報公開という理念からも市民が委員会を傍聴できるように求めてまいりました。第3期介護保険制度は、今までとはまた制度が大きく変えられたので、来年4月から高齢者の介護がどう策定されていくかを公開するためにも委員会傍聴を再度検討していただきたいのですが、どうでしょうか。

○介護保険課長（入田勝人君） 策定委員会の公開についてのことなのですから、策定委員会、本年5月に設置され、すでにもう2回の委員会が開催されております。このような中で、最初の委員会の際に公開、非公開についての議論がなされました。その結果、関係団体を代表されて出席していただいている委員の皆様、そのお立場の中で、自由で活発な御議論をいただくということから、委員会そのものは非公開とし、委員会終了後議事録並びに関係資料を公開するという結論がなされました。この結論に沿って、第3期事業計画策定委員会をやっていきたいと思っております。御理解のほどを、よろしく申し上げます。

○14番（野田紀子君） この介護保険策定委員会、議事録を公開してありまして、情報公開室にちゃんと置いてありますが、この議事録を委員会終了ごとに公開してあるということは、大分県内のほかの市よりも進んでいるという面もございます。ある市では、策定委員会が全部1年分済んでしまって、それから議事録を公開する。もちろん傍聴なんかは思いもよらないという市もございました。ただこの議事録が、発言者名を墨塗りで隠してあります。委員が名前を出したくないというのはわかるのですけれども、課長や部長などの役職の方も墨塗りになっているというのは、ちょっとこれはおかしいのではないかと変えます。市の職員の課長や部長は行政の立場として発言しているのですから、今後はそれなりの責任を明確にすべきと思いますが、この点いかがでしょうか。

○介護保険課長（入田勝人君） 今回は第1回でそういう形で非公開をするということで決まっておりますので、最後までこの形で一応通させていただきたい、そのように思います。よろしく申し上げます。

○14番(野田紀子君) 今後は情報公開ということ、もう少し慎重に議論していただきたいと思います。

では、続いてアスベスト対策についてお伺いします。

アスベスト対策については、8人の議員さんが、議員さんがというか1人は私なのですが、質問をされて、私は最後から2番目なので、もう全部言ってしまうようにあるのですけれども、それでも言いたいこと、ここでお聞きしておきたいことがありますので。

アスベストのニュース、もう次から次と毎日のように出てきておまして、この一般質問を予定したときには全く出ていなかったニュースが突然出てきたりして、その中でも、家庭用品にもアスベストを使ってあるとか、それがまた非常に広範囲なもので、子どもの自転車にも使っていたとか、何とかのストーブにも使っていたとか言われると、何か大変怖い思いをしております。人口動態調査によりますと、1990年以降9年間で中皮腫による死者が6,000人を超えているというデータがございます。でありますのに、労災による認定は284人なのです。ですから、アスベストによると認められないまま亡くなった人が、相当数に上っていると考えられております。毎日新聞の調査では――8月3日の毎日新聞なのですけれども――今でも少なくとも50カ所でアスベスト製品の製造・加工が行われているということが、8月3日現在のこの調査では明らかになっております。このように、あっちにもこっちにも知らないうちにアスベストがいっぱいある。そして子どもさんが遊んでいるときに吸い込んだとか、働いていた御主人の作業着を洗濯して中皮腫になったとか、大変広がっております。原因企業もはっきりしておりますし、もはやこれは公害と言えるのではないかと考えます。

こういう健康不安も大変広がっている中で、市が今すぐできることで、お金もかけなくてできることが、今実施されてある肺の検診の受診を広く進める取り組みというのが必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○保健医療課長(伊藤征一郎君) お答えをいたします。

アスベストの健康不安の取り組みであります。アスベストを吸い込んだ可能性のある方や、せきや呼吸困難など症状のある方につきましては、専門の医療機関への受診をお勧めしておりますが、アスベストの健康不安解消の手段の一つとして、市が実施しております肺がん検診を受診していただきたいと思っております。この検診で実施をしています胸部レントゲン検査ですべての方にアスベストを吸い込んだ所見が見られるとは限りませんが、吸い込んだ可能性を示唆する所見が見られる場合もありますので、アスベストを含む健康管理の一時検診として肺がん検診の機会を積極的に利用して受診をしていただきたいと考えております。

○14番(野田紀子君) 現在、その取り組み、どのようになっておりますでしょうか。

○保健医療課長(伊藤征一郎君) お答えいたします。

別府市では、健康増進事業の一環として結核・肺がん検診を40歳以上の市民を対象に、集団検診につきましては、現在無料で実施をいたしております。検診場所につきましては、身近な地区の公民館や公園等、市内約100カ所を検診車で巡回いたしております。また、別府市の生活習慣病検診などと同時に受診できるセット検診につきましては、これは有料でございますが、5月から10月末まで別府市の医師会の保健センターで受診ができるようになっております。

検診の広報であります。市報や市報と一緒に配布をいたしております「健康特集号」、また未受診者に対しては個人の通知、その他ポスター等にて年に1度は健康診査を受診するよう、広く今市民の方に広報に努めているところでございます。

○14番(野田紀子君) 肺がんやアスベストに限らず、今高齢者の中で肺結核がじわっとはやり出しております。昔のように結核療養所に入って長年療養しなければいけないと

いう状態ではなくなりまして、薬を飲めば治るようなことになってはおりますけれども、何といっても抵抗力のない高齢者が肺結核になったりすると、またそれが命取りにもなったりしますので、アスベストと言わず、この肺がん検診、お年寄りにも特に勤めて広報をされ、効果を上げられるようお願いをしておきます。

次に、地震対策についてお願いします。

地震対策も先輩議員さんが、学校とかいろいろおっしゃいましたけれども、私はアリーナの天井の耐震安全性のことでお尋ねをしたいと思います。

宮城県沖を震源とする地震が発生したのですが、あのとき、仙台市のスポーツ施設でプールのつり天井が、天井板が次々に落ちて、26人もけがをするという事故が起きました。報道では、天井の金具が一つ外れると連鎖して外れるおそれがあるのだということだったのですが、アリーナの天井の耐震・安全性はどうなっておりますでしょうか。

○スポーツ振興課参事（浜川和久君） お答えいたします。

まず、べっぷアリーナの耐震・安全性から御説明いたします。

べっぷアリーナは、災害時の避難場所として耐震構造となっております。国土交通大臣官房環境営繕部監修、官庁施設の総合耐震計画基準で定める次のレベルに相当しています。

1、用途上は官庁関係で被災者の受け入れなど避難所として位置づけられた施設に適合するレベル、2、地震被害については、大地震後にも構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて建物の機能確保が図られているレベルとなっております。

続きまして、つり天井について御説明いたします。

仙台市のプール天井とべっぷアリーナの天井の構造につきましては、違っております。べっぷアリーナは、化粧天井を設置した二重天井となっており、大屋根の天井は仙台市の天井と違い、天井のつりボルトの長さは仙台市と比べて短く、ほぼ屋根の構造材につけている構造となっております。また、天井面と壁面の間には、地震時における揺れに対してのすき間をとっております。化粧天井につきましては、大屋根からついておりますが、同じく揺れどめの対策や天井を一体化せずすき間をとって分割しており、国土交通省の工事仕様に基づき地震に対しての安全対策がとられております。

○14番（野田紀子君） 芸予地震のときに松山市ですかね、松山市の体育館でも同じような落下事故が起きております。このときの国交省の調査では、この体育館では屋根からのつりボルトが長過ぎて揺れやすかったことと、それから天井を壁に固定していたために、横揺れで局所的に大きな力が働いたということを指摘しております。それで、このような事故が起こるとかいうのは、本当、初めてだったのですけれども、この仙台の場合なども、プールで水着でいるところにああいう天井板なんかがどんどん落ちてきたのでは、どんな大けがをしたかと、本当に恐ろしい思いがいたしました。

別府は、先ほどからも話が出ておりますように、活断層の上に建っているわけですから、いつ地震が起こっても不思議ではないと思います。そのために十分な安全対策を引き続きこの体育館や、あるいはまた学校に対してもとられるように要望をしておきます。

続いて、次に「原爆と人間」パネルについて、お願いします。

通称原爆パネルというのですけれども、正確には「『原爆と人間』展パネル」と言います。別府市は昭和60年に非核平和都市宣言をしております。核兵器には反対であるという宣言をした都市なのですね。私も議員にさせていただいてからの9月議会でこの「原爆パネル」、より多くの市民の皆さんに核兵器のを恐ろしさとか被害の悲惨さを知っていただきたいという思いから、この「原爆と人間」展パネル、この購入をお願いいたしました。その当時の値段は、私もちょっと覚えてないのですけれども、現在では40枚1セットになっておりまして6万円です。6万円で梱包料が2,000円になっておりますが、その

平成11年のころの生涯教育課長さんだっと思えますけれども、このパネルも含んだ資料の収集に努めるよう十分協議し検討すると答弁をいただきましたのですが、その後どうなったのでしょうか、お伺いをいたします。

○生涯学習課長（二宮 司君） お答えいたします。

生涯学習課では、戦争や核兵器のない真の平和な世界の実現を目指して、21世紀に生きる私たちが一緒に平和について考える機会として、「平和を考える市民の広場」という事業を実施しております。16回目になります本年度は、8月に平和映画上映会を実施しましたが、年によっては戦争体験者による平和講演会なども行ってきました。

今後、「平和を考える市民の広場」等で核兵器廃絶の啓発に向け、広く市民の方々に平和のとうとさを理解していただける資料として「原爆と人間」パネルの購入に向け、関係課と協議し努力してまいりたいと考えております。

○14番（野田紀子君） ぜひ、努力をお願いします。

見本を持ってまいりましたので……。こういうパネルが40枚あります。写真と絵の…（「議長の許可を得て」と呼ぶ者あり）もらわんといかんですか、すみません。

○副議長（堀本博行君） どうぞ。

○14番（野田紀子君） すみません、ありがとうございます。今、許可をいただきました。これです。そして、これが16歳の電報配達少年が、長崎の少年ですけれども、背中から熱線を受けた写真です。この方はまだ健在なのですけれども、いまだに仰向けに寝られない—もう70歳を超えております—と言っております。

こういう長崎・広島原爆被害というのは、落としたアメリカの方はこの被害をできるだけ世界に知らせないがためにABC Cなんかの研究機関もつくって、どういう被害があったかとか、そんなことだけは一生懸命調べただけけれども、治療というものは全くしなかった、そういう状況でございます。

これが、今の原爆ドームです。世界の人々が、平和を祈りに来るといところです。

こういうパネルを若い人たちとか小学生、中学生なんかに見せるたびに思うのですけれども、もう60年前に終わってしまった核兵器なんかというのは、おとぎ話なのです。私どもが例えば小学生、中学生のころの60年前の戦争というのは、もう日清戦争、日露戦争なのです。そのころ、では日清戦争、日露戦争はどう思っていたかということ、もうまさにおとぎ話でした。それと同じ感覚を、今どきの若い人が持っているのではないかと思うのです。この原爆パネルは、広島・長崎だけではなくて、ビキニ環礁の写真もございませぬ。そして、セミパラチンスクの被害者の写真もございませぬ。さらにロングラップの少年の—持ってきていませんけれども—被爆した写真もあるのです。

このように核兵器が広島・長崎に始まって、ずっと今に至っても続いているというのを、このパネルでしっかり絵として、写真として頭の中にインプットできるのではないかと思います。平和授業などでこれが役に立つだけではなくて、広く市民の皆さんにもこれを広げるといことは、大変核兵器、平和宣言都市の行政としてもぜひしていただきたいと思えます。例えば、中央公民館に市主催でこのパネルを展示するということも大変いいことだと思えますし、いろんな団体が平和運動の中で展示するのに市は場所を貸すという大変消極的な協力しか—失礼ですが—していないのです。市の方が積極的に、「私たちがこのパネルを買って、団体の皆さん、貸しますから、どうぞ」と、そういうことはいまだかつてしたことがないわけですね。大分市は、同じこのパネルを3セット買っております。コンパルホールで毎年展示会を開いております。

しつこく再度お聞きいたしますけれども、これの購入、もう生涯学習だけとは申しませぬ。市としてぜひこれの購入と展示に取り組んでいただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○生涯学習課長（二宮 司君） お答えいたします。

先ほどもお答えいたしました。今後啓発に向け利用するために、購入に向けて関係課と協議したいと思っております。そして、他団体にも貸せるように努力してまいりたいと思っております。

○14番（野田紀子君） 私、これを日本被爆者団体協議会の方のおうちに借りに行きました。そうしたら、もうかなり被爆者でありますから、お年を召しておられますし、別府には温泉があるから被爆者の方がずっと住みついている方もおられるから、ぜひ議会で頑張ってくれと激励をしていただいて、これを持ってまいりましたので、よろしく願います。（発言する者あり）

○31番（村田政弘君） 質問の順序を変えさせていただきます。まずアスベストから入りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本当は一般質問の冒頭に私が抽せん当たれば一番よかったのですが、一番どんじりになったけれども、「若者は未来を語る、老人は過去を語る」。この標本を私が務めたいと思うのですが、皆さんが「石綿、石綿」と言っていますけれども、実際は余り知らないと思うのです。私は、戦争中、北海道において石綿鉱山の採掘現場に就職しておったわけです。そして、戦時中は商工省が軍需省にかわって軍の重要物資の指定を受け、生産にも割り当てがあって、私は学生であり職員であったわけですが、何せ激戦の最中ですから、今でいう高校生、男子学生、女子学生、それから今で言う朝鮮、当時の強制徴用で何百人という人が山の応援に来ました。

ちょっと余談になりますが、北海道の富良野という、言うならば北海道の真ん中です、その隣が布部、その隣が山部。京都に綾部というところがあるそうです、私は行ったことはありませんが。戦時中と言った方がいいと思いますが、昭和10年ごろから大本教という宗教が、宗教祖は出口王仁三郎と当時言っておったようですが、かなり年配の方だったと思いますが、後で話が出ます石綿の原石は、角閃石と蛇紋岩の2種類あるわけですが、京都の綾部と北海道の山部、「部」、「部」でつながっておりますから、本山は綾部にある。そして北海道別院を山部につくった。ところが、戦時中ですから、邪教ということで陸軍の憲兵隊と警察から爆破された。第1大本教事件、第2大本教事件ということで、国民には十分知らされてないけれども、私はたまたま憲兵隊の知り合いの方があって、学生時代に聞いておった。その現地に就職する形になって、今問題のアスベストの採掘に従事しておったのです。

山は露天掘りです。そして北海道の場合は蛇紋岩、九州・長崎あるいは当時の朝鮮、たぶん平壤付近だと思っておりますけれども、ここの鉱山は角閃石系統の石綿だと言われております。角閃石の石綿については、私は見本しか見ておりませんが、蛇紋岩系統の石綿は、実際に採掘しておったからわかりますが、当時外国、特にアメリカからの貿易は一切シャットアウト。蛇紋岩系統の石綿は繊維が短いのです。アメリカあたりで大体六、七十ミリと言われておる。日本の場合は、山部の鉱山が日本一ですが、大体19ミリが最高の鉱脈ですね。そして、これを採掘して乾燥させて砕いてふるいにかける。言うならば工場は一大製粉工場です。製粉工場といっても、わかる方もあるかも知れませんが、わからない人が多いのだと思っておりますけれども、ふるいというのがありますね、小さな目の網の目で振るっていき、繊維の長さ、あるいは重力によって振るい分けていく。当然その間には岩粉あるいは石綿の小さなものが飛んでくる。当時は発がん性があるとかないとか全く考えておりませんが、せいぜいマスク、通常のマスクをする程度である。

軍は、戦争するために継戦能力、重要物資、軍需物資の中で継戦能力の査定をした。ほとんどが2年から長いもので2年半。いわゆる開戦から終戦の時間に大体当てはまるわけです。そういう中の軍需物資の一つとして、しりをたたかれて採掘したというのが、石綿

であったわけです。私の知る限りでは、当時勤めていた人全部を知っているわけではないのですが、ある程度つき合っておりますが、余りがんでどうこうという人はいないようにあるのですけれども、1人、茅ヶ崎にありますが、脳梗塞で最近ちょっと調子を落としたという情報は入っております。

そういう中で、皆さんが「石綿、石綿」と言うけれども、そういう2種類の石綿がある。では、どれだけ違うのか。一番簡単なのは、蛇紋石の石綿は、こよりにひねるとこよりになる。角閃石の石綿は粉になる。これが原則ですね。さっき申しますように、アメリカあたりでは六、七十ミリの繊維の石綿、蛇紋石系統の石綿があるとされておるけれども、残念ながら日本は最高19ミリ。大体10ミリ以上は特別扱いをしておったのですが、記号がついておりまして、W1からW40まで40通りに繊維の長さによって分けられる。そしてW35から40ぐらいになりますと、ほとんど岩粉と同じぐらいですね。こういうものは当時屋根のスレート、これを中心に使用されておったのです。私は当時聞いておりませんが、ここにインターネットで山部の資料を引き出しいただきました。担当職員の方は、ありがとうございました。

「海軍の要請により」と。私は当時いろんな話を聞いたのですけれども、海軍が陸軍が聞いておりませんでした。資料によると、「海軍の要請により採掘した」と、こうなっております。御承知のように最高の断熱材、耐火材。当時八幡製鉄所あたりも鉱滓れんがというのをつくっておった。北海道でも、私がおるときに鉱滓れんがというのをつくり始めた。いわゆる岩粉を原料にして、セメントと同じような状況でれんがをつくるわけですね。ですから、言うならば廃物利用と言っていいのではないかと思いますけれども、そういうのが石綿のもとなのです。

それで、今回私が質問を出したのは、私の知り合いが中高層のマンションとは言えない、「アパート」と言った方がいいと思いますが、建てておる。どうもその鉄骨の吹きつけに石綿が使われておるようだ。もしこれが有害とするならば、だれがどのような面倒を見てくれるのだろうか。村田さん、十分論議してほしい、という要望があったゆえに、私もアスベストの問題を提起したのですけれども、最近、他の議員さんも言われるように次々とあらゆる分野に石綿が使われておることが小出しに出てくるのです。屋根がわらはもちろんですけれども、いろんな方面にどのような形で使われておるのかわかりませんが、多方面に使われておる。これが真実研究が進んで、発がん性が強いということが大体わかったのだと思うのですけれども、公共的な建物については県も市もそれなりの対応をしつつあるが、民間の使用者に対する指導、極端に言うならば補償等々を含めて、国は今後法律をつくっても云々というような感じの記事があるけれども、今後の推移を見なければどういうふうになるかわかりませんが、いずれにしても何の分野でも研究が進むに従って過去許されたものがだめだという、法律で許されたものが法律で禁止されるという、大変残念な形があちこちに出てくるわけですが、昭和50年ごろから問題がある、使用しない方がいいのではないかとというような形に論議がなりつつあって、現在まで強力な態勢がとられなかったことにも若干の問題があろうかと思いますが、皆さんを責めてもしょうがないが、今後の国の施策、国の方策を見守るしかないが、公的機関はともかくとして民間の使用者に対する指導と補償問題がはっきりしてくることを期待しながら、担当者の御答弁をいただきたい。

○ 建築指導課長（高橋静夫君） お答えします。

民間建設業者に施工責任があるのかということについて、お答えいたします。

アスベストに関しましては、大きな社会問題となっている現在、そうした責任などは、今後国を中心として検討されていくものと考えております。

なお、国の規制を守って工事を行ったものであれば、施工工事者には責任はないと思わ

れます。

○ 31番(村田政弘君) 施工業者に責任とかいうよりも、いわゆるこういう場合には断熱材、耐火材、「石綿」という文言はどこにもないらしいね。ただし、指導の中には「耐火」、「断熱」の文言で表現されながら、石綿以外に果たしてあったかどうか。恐らくないと思うのだけれども、そういう施工をしなさいという、言うならば指導、指導方針、全然しなくて建築許可が出れば一番いいのだと思うのだけれども、現実、石綿を使いなさいと言わんばかりの指導があったのではないかと思うのだけれども、その辺の解釈、その辺の文言について、もうちょっと詳しく御説明をいただきたい。

○ 建築指導課長(高橋静夫君) お答えします。

まず、一般的には吹きつけアスベストは、耐火建築物の鉄骨の耐火被覆という形で使われるわけですが、建築基準法上は、耐火構造にするためにいろいろな方法論があるわけですね。例えばモルタルで塗るだとか、そもそも耐火建築のために鉄骨にしなくて鉄筋コンクリート、それとか鉄骨に対していろんな被覆をすることで、いろいろ方法がある中で、今いろいろ言われている中の吹きつけアスベストですか、これが国の基準の中でも認められている一つの方法だったのです。これがどうしてこういうような形で多く使われていたのかなというふうに私ども、内部でちょっと協議しているのですけれども、これはやっぱり施工性、それとコスト、その中が一番ベターだったのかなと。それでいろんな方法の中でこれが使われてきたのではないかなというふうに考えております。

○ 31番(村田政弘君) コンクリートで巻くよりも、鉄骨を石綿を中心として吹きつけ工事で、ごまかすといえば語弊があるが、安易に、簡単にやれるということで、業者間でそういう方法が進行したのだらうと思うのだけれども、しかし、今のように発がん性があるということで絶対使ってはだめだという禁止の、言うならば医学界の指摘もなかったのだらうと思うのだけれども、いわば許されてきた、認めてきたという中で、やっぱり公共団体なり国なりの指導というものは、それだけ国民・市民は信頼してある。逆に言うならば、信頼が裏切られたわけですね。ですから、それ相応の対策をしてやるべきだと私は考えるので、それ以上言ってもしょうがないけれども、今後国会等でいろいろ論議されて、国も何らかの施策が出ると思うので、それを期待して待つしかないと思います。もう、答弁は要りません。

次にまいります。近鉄跡地の問題に入りたいと思いますが、平成6年に閉店してから約11年、「別府の顔」と言われながら、ああだこうだでうまくいかなかった。理由はいろいろあると思いますが、最終的にはやはり都市の勢いが弱い、経済力が弱いということに落ちつくのではないかと思うのですけれども、今回やっと新聞報道によりますと、本多産建が買い取った。これはこれなりに評価しなければならんと思うのですけれども、別府市、商工会議所、観光協会、業界、市民を含めて、立派なものができるのであればいいが、別府のシンボルになるようなものがないかな。観光にも芸術にも文化にも、あらゆる面で別府市の顔になってほしいなと期待するのは当然だと思うのですけれども、何せ民・民の取り引きだから市民が思うとおりのものができるとは限らない。けれども、本多産建の会長はできるたけ市の意向、市民の希望をかなえるだけかなえたいということで、いろいろ時間的な余裕、研究時間、対応策の時間を何か約2年ぐらいとっておるのですけれども、去る9月8日ですか、助役をキャップにして数人の市の幹部があいさつ方々本多産建と意見交換というか、儀礼的なあいさつを兼ねてお話ししたようだが、何か向こうさんの御意見、それから市の要望まで、言ったか言わないか知りませんが、どのような状況であったか、お知らせできる範囲で結構ですけれども、お知らせをいただきたい。

○ 商工課長(古庄 剛君) お答えいたします。

本多産建に対するお願いにつきましては、先日も議会で御報告させていただきましたよ



うに、去る9月8日に大塚助役以下関係職員で本多産建の方に訪問いたしました。その際市の方から、近鉄跡地当該地につきましては、本市の玄関口である別府の近傍で別府市のいわば顔となるような場所になりますので、今後開発につきましては、まちづくりの視点から、中心市街地の活性化につながるような御配慮方をお願いしたいということをお願いしました。

その前に、助役の方からそのお願いとあわせて、地元としても特に会議所を中心にこの開発については注目しているので、ぜひとも事前にそういう開発案が固まり次第、報告なり連絡をしてほしいというお願いをしまして、会長の方も、それは今後とも市と協議していきましようというような回答をいただいたところでございます。

○31番(村田政弘君) 萩野議員さんもこの問題について、るる質問というか御意見を述べております。恐らく市の考え方、会議所の考え方、観光協会、業界、市民、ほとんどの方の考え方は、大体一致するのではなからうかと思う。それは別府市の顔であるあの土地、やはり別府のシンボルとなり、別府経済の象徴であるようなものができてほしいなと願うのは、皆一緒だろうと思うのです。ただ施工される方が民ですから、財政的な問題、経済的な問題、採算的な問題、いろいろ絡んでくるとどんなかな。

私が一番心配するのは、萩野議員さんではないけれども、地階を含めて二、三階ぐらいは経済的な、文化的な施設になってほしいな、これはみんな同じだと思うのです。しかし、ビルの構造上果たして許されるかな。大震災が起こったときに、弱いのは下の方ですね。上の重みがぐんと下にかかってくる。過去の新潟地震等々で事例が出ている。そういう問題を含めて、立派なものができてほしいなと思いながら、一方で大丈夫かな、できてほしいな、いろんな願望を抱えながら、今後の展開を見るしかありませんけれども、向こうさんも市や商工会議所の意見を十分参酌して行動したいというようなお気持ちのようですから、何とか「よかったな」というような代物ができ上がるように、市も精いっぱい努力をしていただくことを念願して、この項を終わります。

ちょっと一つ落としたのですけれども、萩野議員さんの質問のやり取りの中で、市が買い取る話はしなかったのかという話に関連して、先行取得的な行為をしなければ大事な土地は逃がしてしまうという心配なお話があったと思うのですけれども、実は話は違うけれども、南明荘の跡地が競売に出た。私は市に買ってほしかった。それで、当時の安倍助役に、何とか市が手を打つ考えはありませんかと進言したのだけれども、様子を見るしかないなということで聞き流されて、後日ある病院が落札した。あのとき、私はなぜ考えたかということ、もうアリーナができる寸前かでき上がっておったぐらいですね。それでアリーナの前の道路が、大衆が出入りするのには若干の道路幅員が十分でない。それで南明荘の跡地を買収してアリーナの正面玄関をこっちにぶつける。そして残り地は駐車場でも何でも利用できるからという個人的な気持ちから進言したのだけれども、結果としてどうにもならなかった。

それから、大阪開発に売った事例も出てきたけれども、あれは国・県の許可を得て埋め立てをした。たしか8億円で売ったと思うのです。そして脇屋市長の時代になって会議所、その他の要望によってイベント広場として、たしか十五、六億で約倍の値段で買い戻したというエピソードもある。それは何でも先行取得したいけれども、特に行政には財政の問題が絡んでくるから、わかっておってもできないことばかりで、残念ですけれども手おくれ手おくれで、チャンスを逃がす。これは苦情を言ってもしょうがありませんけれども、チャンスはそうしょっちゅうはないということだけは考えておく必要があると思います。

次にまいります。

○副議長(堀本博行君) 休憩いたします。

午後3時15分 休憩

午後3時21分 再開

○議長（永井 正君） 再開いたします。

○31番（村田政弘君） 扇山の問題に入りますが、議案質疑でも申し上げましたけれども、申し入れが社長独自の判断であるかのような、いわゆる取締役会の相談をしてない、流れの中で判断したという助役の答弁ですが、悪くとると会長である市長、取締役である助役、社長、3人の合議で決まったような感じすらするのですけれども、そうでないというならばそうでない答弁を後ほどいただきたい。

それから、6億を限度として貸し付ける。15年先ですね、最終年度は平成33年。恐らく市長、助役がその席にいることはまず考えられない。議員選出の取締役も、たぶんいないのではないかな。そういう感じの中で皆さんが非常に心配している。恐らく市民の中にも心配している方がたくさんいるだろうと思う。会員権を持っている人も心配するでしょう。もし融資ができなければどういう結果が起こるかということは、大体想像がつくのですけれども、会計事務所が再生のめどがあると太鼓判を押したかのようなお話があるけれども、もし破綻した場合に会計事務所が責任を持って対処してくれることはなかならうと思うのです。会計事務所が太鼓判を押したのだから、私が責任を持ちますと言ってくれるのなら安心だけれども、そうはいかないと思う。

そこで、議案質疑でも申しましたように、日本人はおおむね責任をとるという段階で辞表を出すのが関の山です。金銭までなげうって責任をとる場合は、恐らく裁判の判決でも出た以外は余りないと思うのですが、責任の所在はどこにあるかという議案質疑の質問に対しても、余り明確な答弁がいただけなかった。何とか融資をいただいてゴルフ場が再生することに努力することが責任だと。それはそのとおりですけれども、努力した結果が必ずいい方向に出るということでもないのですね。逆の場合も起こり得る。

ずうっと見てみますと、平成9年にクラブハウスができてから二、三年は入場ゴルファーの数がやや持ち直したけれども、それ以後は年々大体2,000人ずつ入場者が減っていった。平成16年は3万を切って2万9,000台に落ち込んだ。この努力目標の中に、毎年5%ずつふやしたいという項目があります。現実を見る限り、大変厳しいと思う。それと同時に、やはり民間のゴルフ場がダンピングしていることを耳にする。そうすると今のままで扇山が突っ走って、そしてなおかつ入場者をふやし得るかどうかが甚だ疑問です。ダンピングせざるを得なくなると、また計算が変わってくる。それでもなおかつ入場者がふえれば、また少しは計算が違うと思うのだけれども、このどの項目をとってもかなり厳しい問題ばかりですね。そして韓国で株を売る。いかにも自信があるようなお話を聞くのだけれども、そんなにたやすくいけば大変ありがたいが、最近国際感情が悪くなって、韓国のゴルファーは、よそはどうか知りませんが、別府はやや低調のように聞こえるのだが、9項目ですか、何項目かの項目を上げながら、これは努力目標と言っているのではないかと思うのですけれども、景気のいいときには何とかあったかもしれないが、今のように厳しい時代が長く続くと、そう簡単ではない。なぜならば、この入場者の中に無記名の法人があるのですね。これが多いときは3万を超えている。現在は数百ですね、五、六百しかない。これが入場者数の減少の最大の眼目です。ということは、いわゆる法人が景気に左右されて、厳しいがゆえにどこを節約するかとなれば、どうしても余分なところを切っていくしかない。これがゴルフ場の低迷の象徴的な部分ではないかと思う。今後もこの傾向は、そう簡単には直らないと思う。この開設からずうっと入場者を見ると、比較的順調に推移してきたにもかかわらず、経営不振がだんだんと濃厚になった。そして大型クラブハウスの建設を機にして重荷がずっしりかかった。入場者のふえたのは3年程度、ハウスができてから3年程度がやや持ち直した。以後年々2,000人単位ぐらいで減っていく。

この全員協議会に提出された資料の中に、会計事務所の意見・見解が出ておりますけれども、万が一のことがあれば預託金を返済して市の貸付金の置き換えになったら大変だと、要注意のサインが出ているような感じの文言が出ている。助役さんの意気込みと若干裏腹な感じがしますが、心配でならないので御答弁をいただきたい。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

大分御質問をいただきましたが、3人の合議で、これは一番初めですが、市長、助役、社長との合議で支援要請が出たのではないかと。きのうの24番議員さんの御質問のときにもお答えいたしました。取締役会での決議はいただいております。ただ取締役会の中では、この預託金問題については審議をいただいたところでございまして、そういった流れの中で社長として扇山ゴルフ場の返還問題は、扇山ゴルフ場自身でできないという判断から、市の方に支援要請が出されたものでございます。

また、入場者数の増加策、そういった件や、また償還ができるのか、そういったこと並びに公認会計士さんの検証を受けているが、公認会計士さんの方も心配している部分が意見書の中に出ているということでございます。これにつきましては、私ども、これは公認会計士の再生案ではなく、扇山ゴルフ場の再生案を公認会計士さんに検証していただいて、その中でどういった返済ができるのかというようなことを御相談したと聞いておるわけでございます。当初会社の方では400万円をお返しするという案でございましたが、400万円をお返しすれば資金ショートが起きる、扇山の現状の、現状というのですか改革案、収入においても約五、六%の、4%から5%の伸びであれば、これは返済ができないという答えをいただいて、最終的には200万円を返還し、残りの分については会員権、そして200万円の返済に充てる財源としては、新たなまた会員権を発行するというようなことを一応見ていただいて、これで可能であるのではなかろうか、そういうようなシミュレーションができ上がって、私どもも会社と協議の中で支援策というのを打ち出したわけでございます。きのうの中にも御説明させていただきましたが、詳しく御説明しますと、償却前黒字が経営改革で見込まれた。ただ償却後の黒字というのが、本来の企業の経営状態であろうかと思えます。ただ最悪の場合、償却前黒字というのは、減価償却費は資金が移動いたしませんので、その減価償却費を差し引いた残りの分、これの分が黒字経営上償却前黒字という表現でございまして。これが見込まれてきたということから、これになおかつ足りない部分について会員権を発行して地方債の償還に充てるという計画でございまして、私どもも地方債の償還表なども作りまして検討した結果、これであれば返せるのではないかと。それとまた、収入増加策につきましても、この意見書の中にも載っておりますように、今まで行ってなかった営業活動を展開していくというようなことで、5%ぐらいの伸びは出てくるもの、そういうふう判断したところでございます。

そのようなことで、私どももこの支援策について償還できるもの、そのように判断いたしまして、今回提案をさせていただいたところでございます。

○31番（村田政弘君） 先ほど申し上げたように、最終年度は平成33年。恐らく現状の役員さんはそのころまでにはいらっしゃる方がいないのではなかろうかなというような感じがする15年先ですね。議案質疑で申し上げましたように、もし不測の事態が出たならば、だれが責任をとるのか。これに対して「おれがとるのだ」という勇氣ある人は恐らくいないのではなかろうか。ポストを去っておる過去の人、あるいは現状に残っておいたら辞任というのが最大の責任となるのが日本の通例ですけれども、市民の血税までつき込んで、なおかつ不測の事態が心配されるような危険な問題に、私なら立ちどまりたい。考えたい。責任問題はどうなるのか、どうすればどうなるのかといろんな場合を考えて、たくさんの方の意見を聞きながら最終決断をしたいと思うのです。

取締役会の決議もなく、融資が決まったら取締役会で諮りますと言うけれども、その

問題は解釈がいろいろあるといえども、どうも私個人的には、そんなことが通用するのかなという気がしてならないのです。専門家ではないけれども、常識論で考えて私はそうとっている。

市長、助役は役員はしているけれども、無報酬だそうですね。大変御苦労であります。ただ前任の2人の市長が退職金をいただいてやめていったという。これが200万円の退職金が最大のお土産ですけれども、責任を感じるということになると、200万や300万でかえられないのです。辞任だけで済むのなら、責任は軽いと思うのです。しかし、本気で責任を感じるということになると、どなたかの議員さんが言ったように、裁判で判決が出て何億円という判決が出てくるような事態になると、とてもではないが通常の人には背負い切れません。もちろん裁判する人、受ける人、判決を見なければわかりませんが、前市長もクラブハウスをつくって入場者をふやしたいという一念でハウスの改築をやったのだらうとは思いますが、ゴルファーのふえたのは二、三年。もうハウスの新築の効果は全く見られない。いろんな手を打ちながら、何とかしたい、何とかしたいで次々と深みにはまっていく。再生することを願うのですけれども、予想以上に厳しいだらうと憂慮しております。

もう答弁は要りません。終わります。

○議長（永井 正君） やがて正規の時間がまいりますので、あらかじめ会議時間の延長をいたします。

○12番（池田康雄君） 3日目の一般質問最後です。スポーツの秋であります。中学校における部活動の指導それから別府市におけるスポーツの振興、最後にゴルフということで、スポーツを中核に質問を進めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

まず、もう随分前からの流れであります。別府市内におきましても、各種スポーツにおきましてジュニアの育成といいますが、小学生を対象に協会なりスポーツ少年団なりが力を入れて子どもたちのスポーツ力の向上あるいは各種スポーツに触れさせようというようなことから、いろいろな取組みが行われております。小学校の時代はいわゆる社会体育というのですか、そういう協会なりスポーツ少年団なりが積極的にかかわりながら指導・育成に当たるわけですが、中学校になりますと、ぱたっとその手がとまるわけです。つまりそれらの世代の子どもたちは、学校教育のクラブ活動、部活動というところに期待をしているからであります。ところが、その中学校なりが本当にこれまで培ってきた力をさらに向上させ、あるいはスポーツを楽しむ子どもたちの輪を広げるべく責任を自覚しながら子どもたちを受け入れているのかなという観点に立ってみますと、やっぱりまだまだ幾つかの疑問を感じるわけです。

例えば子どもたちは、今のシステムでいきますと、上人小学校や亀川小学校で生活すれば、もう自動的に北部中学に行きます。つまり限られた校区に行くシステムになっておるわけですが、そういうようなことで小学生時代には何人かの指導者があって、それなりに楽しんでいるスポーツがあるけれども、中学校に行くと、残念ながら受け皿としてのクラブ活動がないという実態が、別府市にはないのですか。この点どうですか。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

多くの場合、中学校に進学してもそのスポーツを行える部活動は存在しておりますが、全員の希望をかなえるまでには至っていないのが現状であります。

○12番（池田康雄君） やっぱり小学校のときにそれなりの指導者があって2年、3年親しんできたスポーツがあれば、引き続き中学校でもクラブ活動を通してそのスポーツをしたいと思うのが、多くの子どもたちの実態ではないかな。そうすると、やっぱりそういう子どもたちの実態把握をしながら各地域の中学校が十全にそれを保障するような、そういう体制を組んでいくことも、社会体育というところで中学生対象の分野が非常に限られ

たスポーツでしか対応していない以上、学校でその責任を持つということ以外にはないのだと思うのです。したがって、そういうところにきめ細かな配慮をもって、別府市において子どものスポーツの底辺拡大、あるいは生きがいづくり等々をやっぴり責任を持ってやってほしいと思うわけでありませう。

今回、いろいろ資料をもらって調べますと、幾つかのやっぴり不自然というのか、こんな状態でいいのかなという局面に出くわすわけですね。といいますのは、東山という中学校は卓球という部活動しか人数等の関係でできませんから、今市内、それ以外の学校で、ほかのところにはすべて中学校にありながら、例えば山の手中学校の男子のテニスだけはない、それはなぜなのか。ほかの多くのところがありながら、例えば朝日中学の水泳部はない。生徒数が少ないわけでもなさそう。そういうようなところの問題をやっぴり持ち越してしまっているのは、私は中学校という集団が、いわゆる小学生たちならば社会体育がそれなりに積極的に指導するところがあるけれども、中学生の子どもたちにはないのだ。したがって、自分たちがそこら辺を責任を持って子どもたちのスポーツの力量をアップしたり趣味の拡大をしたりするという責任があるのだという、その認識の欠落があるのではないかというふうに思えるわけでありませう。

かと思えますと、市内にあるスポーツの指導者の絶対数は学校数以上にいる。ところが、あるところには5人も6人も集中しておるのだけれども、あるところにはその指導者がいないというようなところもあつたりするわけでありませう。もちろん僕も教員を知っておりますから、部活動の指導をベースに人事異動をするのではないということは百も承知でありますけれども、そういう目線を持って部活動というものをやっぴり緻密に考えていくという姿勢がなければ、いつまでたつてもこういう現状というのは改まっていかなのだらうというふうに思うので、ぜひ善処してほしいというふうに考えるわけですが、いかがですか。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

各中学校では、できるだけ生徒の希望がかなうように工夫・配慮しておりますけれども、議員さんが御指摘のように、いろんな、例えば場所や指導者の関係で設置できていない部活動もたくさんございます。これは決して好ましいことではないというふうには私も認識しております。人事異動の際に部活動の指導者については、若干の配慮はしてきておりますけれども、十分でなかったと言えらると思ひますし、今後最大限希望がかなうよう配慮することは必要であると思ひます。

○12番（池田康雄君） よろしくお願ひします。これはもう一回繰り返しますが、しっかりと目線をもって対応していけば、僕はかなりの部分で改善される問題だというふうに考えておりますので、その辺意識的にチェックするという作業さえしてくれれば、少しずつよくなるというふうに思ひますので、期待をしております。

続きまして、青少年の禁煙、喫煙の対策・対応・指導についてであります。

私も26年ほど高校の教員をして、そしてさきの議会でも言ったことがあるのでありますが、高等学校の生徒指導の中核をなす仕事は何かというと、喫煙指導であります。やれ喫煙した、謹慎させるかどうかというようなところに労を割かれるわけでありませう。この状況はいわゆる喫煙者の低年齢化に伴って、僕は中学校には出始めてきているであらうし、場合によっては小学校の高学年にもちらほら出てきていておかしくない状況だと思ひますが、今回、別府市内の小・中学校及び別府商業において敷地内の禁煙というようなことで9月から完全実施に移つたようでありませうが、こういう機会だからしっかりと認識しておきたいのは、この問題と私は児童・生徒の喫煙問題、喫煙指導とは、そんなに結びつかないのだという認識を持っておりますが、その部分につきましてはどうですか。

○学校教育課参事（寺岡悌二君） お答えいたします。

平成15年4月から健康増進法により、受動喫煙の防止が定められました。この法律によりまして、運動場であっても廊下であっても、たばこのにおいがしないような学校になれば、子どもの健康をより守りやすくなるということが期待されます。しかし、学校敷地内を全面禁煙化することだけで児童・生徒の喫煙実態が完全になくなるということは厳しい、そういうふうを考えております。

○12番（池田康雄君） 今回は受動喫煙の問題にどう対応するかという一つの施策でありまして、私が言っておるのは、積極的な喫煙、つまり児童・生徒の喫煙という問題をもっと、子どもが宝だと認識するならば、別府市の行政においても積極果敢にこの問題と取り組む必要があるのではないかと。ぜひ取り組んでほしい。そして、このいわゆる教育で、今教育センターは、いわゆる生き生きとした学校、授業を通して子どもたちが生き生きとするという取り組みをやっておるかと思うのですが、この喫煙という、僕も喫煙してもう習慣化してしまってなかなか禁煙できなくて困っておるがゆえに、喫煙という習慣を、私は二十歳過ぎで始めたのですが、小・中学校から始めておればなかなか抜け切れない確率がふえるのではないかと思うがゆえに、早い段階から吸わなくてもひとつもきつくない、そんな生活ができる人がふえればいいと思うわけでありまして。

ところが、この喫煙の指導を学校教育でやろうとしたって無理なのです。喫煙を最初どこでするかといったら、学校でする子どもはほとんど少ないのです。それはもちろんきっかけ的に友達からもらってやったというような子はおりはしますが、基本的には家庭で喫煙行為というのが始まっていく。だから、そういう家庭の喫煙指導対策の徹底だとか、あるいは地域の教育力というような、そういうところのかかわりが非常に大きな問題だと思っておるのです。したがって、日本各地でもこの青少年の喫煙をやっぴり何とか抑えていこうという動きがあるのではないかと思います、その辺についてはどういう状況にあるのか、ちょっとお知らせください。

○学校教育課参事（寺岡悌二君） お答えいたします。

平成14年1月に制定されました青少年の飲酒及び喫煙の防止に関する条例によりまして、自動販売機でのたばこの販売中止の協力をお願いし、多くの自動販売機での夜間販売が中止になっております。さらには、日本たばこ協会は未成年者の喫煙防止策として、平成20年から全国の約60万台すべてに年齢識別機能つき自動販売機を導入する予定でございます。現在試験的に行っている千葉県の八日市場市では、その成果も出ていていると聞いております。また鳥取県の出雲市では、特定屋外自動販売機の設置に関する条例を制定しまして、段階的に自動販売機を撤去した禁煙対策を推進しているそうです。本年7月より施行されました青少年の健全な育成に関する条例により、未成年者にたばこを吸わせない、吸えるような環境をつくらないという青少年健全育成の立場から、別府市でも保護者、地域に向けて啓発を行い、青少年の禁煙に向け積極的に取り組んでまいりたい、そういうように考えているところでございます。

○12番（池田康雄君） 青少年の喫煙の問題を推し進めていくには、やっぱり僕は大きな三つの作用が要るのだらうと思っております。一つは先ほど言いましたが、親・地域・学校三位一体となって、やっぱり子どもの実態をきちっと把握することです。その実態把握を通しながら、やっぱり家庭、いわゆる保護者にそのことの協力なり指導なりを徹底していくことだと思っております。そして今一つが、僕はやっぱり大人として自動販売機のあり方を真剣に考えていくという姿勢を見せていくことだというふうに思うのです。現在11時以降朝5時までが大体自動販売機がストップしておりますが、そのことが青少年の喫煙に若干でも作用するかなということ、僕はほとんど作用せんのだらうと思っております。今、所長から事例の紹介がありましたけれども、自動販売機に年齢別の識別というようなところがつくると若干作用していくこともあるのかなと思うけれども、やっぱり僕は何らかの形

でふえ続けていく自動販売機、とりわけたばこ等々のいわゆる青少年に有害に作用すると思われる自動販売機を減少の方向に向かわせていくという、そういう大人たちの集団がで きん限りは、なかなかこの問題は難しいのかなというふうに思っておりますが、2代続けて教育畑が市長になっておる別府市において、何らかのその新しい一歩が築けぬのかなという ことを僕は心密かに期待しておりますので、ぜひ積極的に検討してみてほしいという ことをお願いして、この問題を終わります。

続きまして、別府市のスポーツの振興戦略についてと、あえて「戦略」という言葉を使 わせていただきましたけれども、さきの議会で私はスポーツ観光というのを浜田市政が進 めておるようには思えん。本当にスポーツ観光を進めるつもりならば、やれツーリズム局 がスポーツ観光の窓口だ、やれスポーツ振興課がスポーツ観光の窓口だというようなレベ ルで対応していたのではスポーツ観光は進まないと思いますよ。もっとスポーツ観光を推 進対策委員会的なものを急ぎつくって、どうすればスポーツ観光というのを推進させるこ とができるかということを考えることなしには、スポーツ観光はずらんと考えますという ようなことを提言しましたけれども、恐らく別府市の現体制のことでありますから、聞き っ放しで一步も動いてない現状だというふうに認識しますが、このスポーツ観光ともう一 つ、これもいつも言うのですが、重要なことは、やっぱり市民のスポーツ参加者をふやし、 市民もスポーツを楽しむ、そういう環境づくりをするということが、やっぱり行政の重要 な役割だというふうに考えます。

ところが、それぞれのスポーツ施設のキャパが変わらないのであれば、スポーツ観光が 盛んになればなるほど、市民が参加できるキャパあるいは使用できるキャパが減っていく という、そういう関係図式になるわけですから、よほど長期の展望を持ちながらこのスポ ーツという問題を考えていかなければならないのでありますが、残念ながら別府市におい ては行き当たりばったりといえますが、後の政治に責任を持たない一部の人たちの意見 を取り入れた、時の市長の政治的判断によってころころと動く側面を持っているのではない かなと思えてなりません。

例えばその具体的な例としまして、平成5年に野口原に芝生をふきました。あれ、5, 500万ぐらいかけて敷いたのですね。そして平成12年に今度は実相寺に芝生をふきま した。あれ、6,000万円ぐらいかけたのですか。そうして、その5,000万円か5, 500万円かけ、6,000万円かけ、そして毎年その維持費はといえば、片一方で50 0万、片一方で700万、毎年1,200万の整備費をかけながらあの芝生のコートを支 持しておるのです。サッカーを楽しむ人たちの一部には、それはやっぱり芝生のグラウン ドでプレーをすることは、何か一つの至上の喜びといえますか、楽しいことというので すかね、非常に気持ちのいいことらしいです。だけれども、それではそういうことで平成5 年につくり、平成12年につくった芝というものが、芝コートが現状だれに喜ばれて、ど ういうような状況にあるのかということを見てもみますと、とりあえず、きのう1番議員さ んも触れましたが、この3年間の野口原、実相寺の利用実態、使用実態を、ちょっと数字 を上げてくれますか。

○スポーツ振興課参事（浜川和久君） お答えいたします。

野口原と実相寺の芝生の利用実態につきましては、まず野口原総合運動場ですが、平成 15年度は工事のために28日間で17大会、平成16年度は71日間で38大会、平成 17年度は見込みも含めまして71日間で40大会の予定でございます。次に実相寺サッ カー競技場の北面の芝生のグラウンドの利用状況ですが、平成15年度は67日間で46 大会、平成16年度は89日間で55大会、平成17年度は見込みも含めまして68日間 で43大会の見込みでございます。

○12番（池田康雄君） 使用日数は平均70日ぐらいを使用しておるわけですね。とこ

るが先ほども言いました。野口原は周辺工事を入れてですが、6,000万ぐらい、実相寺が5,500万かけておる。いいですか。そして野口原は、毎年500万ぐらいをかけながら、もうすでに11年間経過しておる。そして実相寺は、毎年700万円ぐらいの維持費をかけながらもう4年間経過しておる。いいですか。この6,000万円で工事をして――野口原が――500万円で11年使っておるから5,500万円、そして1億1,000万強をつぎ込んでおるのです。このグラウンドが、それならここ3年間でどのぐらいの利用料金を上げておるかということ、14年度が15万、15年度が7万、16年度が14万です。そして実相寺が、5,500万でつくって毎年7,000万円を入れて、もう4年が経過して3億3,500万円、この3年間、14年が19万、15年が14万、16年が12万の使用料金を上げておるわけですね。こういうものを維持していく。そして僕は先ほど、余りきれいな言葉ではないけれども、そのときどきの思いつきでと、こう言いましたけれども、だれが喜んでおるのですかね、そうあることが。だれを喜ばしておるのですかね。事、実相寺に関して僕は言うと、あの一面に芝ができたために実相寺サッカーグラウンドは、もうその生命が半減したと僕は認識しております。だから極論をすると、あしたでもはいで、そしてその両面を人工芝にして、多目的広場も人工芝にして、そうしてスポーツのいろいろなスポーツ観光にも市民のスポーツにも寄与するという、そういう……、ここはどう言うのかな、やっぱり議員の皆さんも聞いて、あるいは市民の皆さんも聞いてびっくりすると思うのですよ。年間1,200万円もつぎ込んで上がった収益は30万では、こんなことを何年もなぜやるのかという。しかし、これをやってきておるわけでしょう。

だから、そういうのをやっぱりやった責任は、そのときどきの市長です。野口原は前々市長、実相寺は前市長です。ところが、それを引きずっていけば、現市長も同罪ですよ。

(笑声)僕はそれぐらいの強い認識を持ってスポーツというものをどう市民に保障し、スポーツ観光というのをどう前進させるのかということところに、やっぱり意を持って取り組んでほしいというふうに思うのですよ。

一番議員さんは、野球場が終わってからだということところで満足したようですが、私は譲りません、そんなところに。(笑声)私はもっともっと急いでやるべき、それぐらいのスポーツ観光にしる市民のスポーツの拡充にしる、あのわずか……、この後確認しますけれども、実相寺の将来的な計画はどうなっておるのですかね。ちょっと公園緑地課長さん、教えてください。

○公園緑地課長(田中敬子君) お答えいたします。

実相寺中央公園につきましては、野球場、サッカー場それから多目的広場、弓道場などを設置してまいりましたけれども、これからの将来計画にということにつきましては、現在18年に着工いたします新野球場がございますが、それ以外のスポーツ施設の新しい建設というのは、今ございません。

○12番(池田康雄君) あのね、市長さん。私は今別府市行政が思いつきの中でスポーツ施設を整備してきたと、こう言った。僕はこの野球場に関連させてもそれを感じるのですよ。僕は個人的にもう随分前の議会で、あそこに野球場を持ってくるのは反対だと公言しましたけれども、私は三つの理由であそこに野球場が来るのはまずいと考えておるのですよ。一つは交通アクセスが悪い。一つは駐車場スペースが確保できない。一つは隣接する住宅があれだけ直下にあるところで、当然ナイターというのは無理ではなからうかと思われようなところにああいう球場を持ってくることにはどうかな。ところが、もう僕が反対したからって世の中が動くわけではないですから、そのとおりに。(笑声)

それはそれでいつも半分あきらめながらおるのですけれども、それでも市長さん、きのうの野球場の話の中で、ああ、こんな行政はいかんなと思ったことは何かということ、野球



場の駐車場はどうなっていますか。はい、バックネット裏に100台、(笑声)サッカー場入り口に80台あります。実相寺の入り口に20台あります。それから管理棟があるところに230台入ります。それと多目的広場を臨時にすれば、あそこで600でしたかね、そういう数字を挙げておる。「ちょっと待ちなさいよ」と言うごとありますよ。議場で赤子をだますようなことを言っではいかんよというふうに思うのですよ。それでは、サッカーがあって野球があるような展開のときにはどうするのですか。そして、そういうのはないのですか。むしろ、そうあることの方が普通なのではないのですか。土・日あたりに集中するのでしょうか、ウィークデーあたりに、はい月曜日から金曜日は野球ですよ、土・日はサッカーですよなんかいうわけにはいかんでしょうが。そうすると、野球場の駐車場は何台あるのですか。こうあります。それでいいのですか。

それなら、聞きますよ。それならサッカー場の駐車場は何台あるのですかと言ったら、どう答えるのですか。(「それは同じように答えるよ」と呼ぶ者あり)(笑声)そしてそれは何で引き起こってくるかと言ったら、野球場をあそこに持ってきたからです。そして、そのことが単にそれで終わらんのですよ。実相寺を人工芝にしてほしい、僕が今言った。1番議員も盛んに言っている。もうそれこそスクラム組んで毎回のように彼と言いたいと思いますけれども、(笑声)だけれども、それもこれも僕はやっぱり多目的広場が駐車場になんかされたのでは、あの実相寺のサッカー場は死んでしまいますよ。今、片面で死んでいるけれども、あれを両面サッカー場にしても、まだもう一つぐらい場合によってはそのスポーツも楽しめるようなところの、それが初めて多目的の意味なのですが、それが、駐車場にしたら、まずコンクリにはできんでしょう、多目的ですからね。そうでしょう、これ、土でしょう。雨降りにその場所に車を乗り入れさせないということなど、そんなことはできんですよ。そうしたら、その後のわだちのグラウンド整備なんというのは、たびたびできますか。ほとんどできません。ほとんどできないということは、そこでは球技的なものはもうできないということですよ。(発言する者あり)そんなことは冷静に考えればわかることなのです。しかし、わかることをそんなことはないかのように進めていっおる。そして、一方ではスポーツの振興には大いに頑張ります、スポーツの底上げは大事ですというのでは、「それは違うでしょう」と、こうなるのですよ。だから、その辺までしっかりとものを整理して考えていく。しかし、それらは――もう一回言いますけれども――それらは、野球場をあそこに持ってきたのは私ではないと言うかもしれんけれども、しかしそれを決定して着工してつくれば、それはあなたの責任です。そこまで逃げるわけにはいかんのですから。だから、そういうところをしっかりと精査して、そのことによる問題はどこにあるのか、どこにないのか、あるためにはどう改善すればそれが可能なのか。

だから、もう一回言いますよ。もう多目的広場を駐車場で使うような、そういう実相寺の展開をしたら、実相寺のサッカー場は何ぼ改善しても今以上の成果というのは望みにくい、非常に使いづらい場所になっていく。だからそういうことを承知で、なおあそこにその駐車場を確保しながら展開するのかというところで、一遍立ちどまってみてください。

それから、ひとつ、何かきょうは、質問するまでになかなかモチベーションが上がらなかつたのですが、だんだん話しながら上がってきてしまったら、(笑声)飛び抜かしたのですが、ゴルフ場に入る前に1点、すみません、戻らせてください。議長さん、ごめんなさい、1個飛び抜かしましたのでね。

学校周辺に、小学校を中心に子どもたちの交通安全の観点から非常にいい提案があって、それを受け入れて道路表示をしていますね。その進捗状況はどういう状況にあるのですかね。

○土木課長(松本 正君) お答えいたします。

小学校の周辺道路は、児童の安全性を高めるためスクールゾーンであることをドライバ

一の皆様に認識していただくため、グリーンのカラー舗装を平成14年度、15年度の2カ年で行っております。

御質問の整備状況ですが、市内の小学校は16校ありますが、12校の正門周辺のカラ－舗装は完了していますが、残る4校につきましては、国道、県道など特殊な事情があるため、今後の検討課題と考えております。

○12番（池田康雄君） 僕は子どもを守る、いろんな施策の中で子どもを守っていくということは大事だと思いますし、あの道路表示は有用であるなという認識をしております。ところが、小学校というのは比較的建物が大きければ、グラウンドがあったりして、ここに小学校があるというのは、市内に在住している者は比較的わかりやすい箇所にあるわけですね、小学校というのは。でありながら、あの路面までして慎重を期して子どもの安全を守ろうとした。だから、であれば、それよりももっと幼い子どもたちが通っている保育所あたりにも、その周辺にそういう視点でやっぱり子どもを守っていくというのが、同様に別府市行政の視点としてあっていいのではないかというふうに考えるのですが、いかがですか。

○児童家庭課長（伊豆富生君） お答えいたします。

市内の公立それから私立の今保育園が、今26園ございます。周辺道路の安全対策につきましては、標識の設置など、まだ数カ所程度しか実施されていないのが実情でございます。

○12番（池田康雄君） 私も自分の息子・娘を保育園に連れていっていた時代にはそれほど強い意識をしなかったのですが、最近孫の送り迎えをするようになって、その保育所はお父さん、お母さんたちが勤務時間の前に急ぎながらぼっと車をとめて、ぼっと預けて、ぼっと乗って、ぼっと移るといような状況です。帰りも慌ただしい中で迎えに行って連れて、それから買い物に行くのでしょうか、慌ただしく動き回りながら車を使いながら送り迎えしておるのですね。やっぱりその間を普通の一般自動車を通ったりしている状況が、どこの保育園でも見られる光景ではないかと思われるのですね。ぜひその実態調査等しながら、やっぱり安全ということで、その辺の配慮で対応をしてほしいとお願いしたいのでありますが、土木課長さん、いかがでしょうかね。

○土木課長（松本 正君） お答えいたします。

保育園周辺の道路整備及び安全対策表示について、今年度施行箇所としては、児童家庭課との協議により、扇山・ほっぺパークの入り口交差点部分についてカラーの路面表示を行いました。今後、児童安全対策のため標識や路面表示など、交通規制にかかわる部分は公安委員会と、道路整備については関係各課及び地元自治会との協議を行いながら整備を進めてまいりたいと思っております。

○12番（池田康雄君） ぜひ、よろしく願います。

それでは、最後にゴルフ場の問題について入っていきたくと思いますが、今議会、私で7人目か8人目か、このゴルフ場の問題を扱うその最後の順番になったわけですが、今議会で先輩議員を中心に多くの皆さん方がこの問題をとらえているその視点におきまして、私は全く基本的には異論がないわけでありまして、その指摘におきまして、ほとんど同感できると感じておりますが、なぜか私はひょんなことから3年前から扇山のこの役員というところに名を連ねておりますので、ちょっと皆さん方とは違った視点でこの問題を見てみたいと思いますし、ぜひこういう視点の見方もあるのだというところで、一緒にあわせ検討材料にさせていただけたらというふうに思うのです。

まず、扇山ゴルフ場というものが、どれほどの価値観にあるのか。「ああ、扇山なんか大したことないゴルフ場だ」といような見方もあるのでしょうか。ところが、私は俗に言う月1ゴルファーであります。ほとんどゴルフの技術も未熟です。ちょっと謙遜していま

すが。(笑声)未熟ですし、多くのゴルフ場を歩くということもないわけで、他のゴルフ場と比較してゴルフ場を語るほどの力量はございませんが、この一、二年、「九州の鷹」と呼ばれたゴルファーと二、三回お話をする機会がありまして、そのたんびたんびに、その彼が私におっしゃるには、「池田さん、扇山というのはこれだけの景観を持ってすぐに市街地を眺め、その向こうにどのホールからでも海が見れる。これは日本に数多くゴルフ場があるといえども、そんなに負けるゴルフ場ではないです」。インの18番のグリーンサイドに温泉の池があつたりするのですが、ゴルフ場のある箇所に温泉が出る池があるなんて、こんなのもやっぱり貴重なものなので、そこそこゴルフ場としては優秀であるがゆえに、いろいろな展開次第ではいろんな展望も開けるゴルフ場ではないのかな。それにしても今は寂しいな、こういうお話を聞かせていただいたことがあります。

私たち、よく「隣の芝生」と言いますね。何か宝物が身近にあることというのは、なかなか気がつかない。私も高校の教員時代に生徒を引率して修学旅行で信州や関東の方をバスで行ったりします。非常に光景のいいところに出くわします。ところが、九州横断道路を通ると、そういう光景にまさるとも劣らない光景に出くわします。周りにもすごい財産があるということに気づかされるわけでありましたが、扇山のゴルフ場というのは、ひょっとしたらそういうものなのかもしれないなというふうに思わされたことがあります。

それから、今回の論議の中で出てきたところで別府市の責任というようなところがありますね。市は51%の出資者であるがゆえに、その株式責任を負えばそれでいいのではありませんかというような論議がありますが、本当にそれでいいのかな。ここに、私の手元に過去十何年ですか、役員の名簿があります。中村市長さんが会長でした。その後、会長さんは井上信幸市長さんに移って、そしてここに浜田市長さんが会長になっております。それで、社長さんは民間の方が大半であります。その中であって井上前市長さんは、8年間中の5年間を社長で兼務されておったですね。そしてその下、「下」といったら語弊があるのかな、専務とか常務とかいうところには、やっぱり市役所OB的な人がかなりはまり込んでいく流れ、いい悪いは別にして、そういう流れで別府ゴルフ場というのを運営してきておるのですね。それで別府市が株式51%の責任だけで、そしてこの時期に「おれは知らん」というようなことが果たして言えるのかな、言っていないのかなということが引かかるのです、私には。

この預託金問題に触れてしゃべりますと、私は3年前にひよんなことからその役員に入ったのですが、この議会中でも何遍か指摘があったそのとおりのことを私は感じたのです。まず、12億の金をお預かりした。そうすると、工事に充てるのはその12億のうちの7億とか8億であって、12億近く集めたら100%集めた金を全部工事にぶち込むなんということは考えられない。しかし、考えられんことをやっておるのですね。そして、それであるがゆえに最初に払い戻しするためのお金を持ってないわけですね。そして、その支払い計画をこの10年間に1回も立てたような形跡がないですよ。そうして、10年目には返しますという約束をした人が、現市長さんがたまたま勝ったから今この場におられんけれども、ここにおったらどう言って、どうするのだろうか。そういうような僕はとんでもない無責任さを持った放漫経営と言われて、もうずばりの経営の後に、市長さんが市長であるがゆえに慣例に従って会長に座った。それで適当な人材を見つけられないがゆえに助役さんが社長に座った。そして扇山の実態を見た。とんでもないと感じた。だから、助役なんか片手間に社長をやるような状況ではないとして、民間の現社長さんを入れた。それまで、預託金の返済計画どころか、銀行から借り入れたお金を返せないがゆえにずれ込んで、凍結しながらしてきておった実態がある。それがいろいろな評価をする人もおるでしょうけれども、やっぱり市長さんや助役さんの意向を受けて新しい社長が来て、それを黒字まで見通せるような状況に改善をした。

それで、ここからなのですが、そこで、預託金という、預かりながら何もすることをしていないままに返さなければならぬ時期が来ておる。返せない。それを一時的に、一時的にというか市からの借り入れで返済をすれば、扇山はそのままの形で、あるいはもう少し努力をしながら展望が開けてくるのですがとっておる。会社は言っている。それを私たちがいいのかわいのかという議論をするときには、その返済計画なりが本当にだめなのか、可能性があるのかというようなところをもとに判断をしなければ、たぶんだめではないか、このようなは無理だろうというような、そんな「たぶん、たぶん」でものを考えていいのかなというふうに思うのですよ。

だから、そういうふうに見てみると、それでは今回、全員協議会で私たちにくれた資料を見ましても、この会議をするから、この本会議が始まる前に至っても、そのいわゆる提案者である市が我々にどれだけの……、「これで判断してみてください、こう言っておるのですが、これでだめでしょうかね」というような検討し得るに足る資料を出してきてないでしょう。そういう中で、やっぱりこの物事を通そうとしている。このことにやっぱり基本的には皆さん憤っておるのだし、このことで賛成をせよなんということに、どだい無理があるのだという皆さんの意見に僕は同感です。

ただ、扇山のゴルフ場というものがどういうものなのか、そして扇山のゴルフ場というものを本当に、それは別府市が51%を持つ持たんは、僕はもう少し健全なときと言ったら語弊がありますが、何かもう少しタイミングが違うのではないのかなというような気がするのですよ。こういう期に及んでぱっと手を引いて、後のこと、後先何も知らんみたいなところで別府市という、そういうものでいいのかな。

けさの新聞です。トリニータが6億ぐらい、緊急に2億欲しい。2億何とかならんと言っておる。それも21日までと言っておる。これは大分県が株主でも何でもなし。だけれども僕は出すと思いますよ、大分県が。それはなぜなのか。やっぱりそれはもう少し判断するに足るそれなりの資料、それなりのデータ、検討材料、そういうものが提示されておるのだと思うのですよ。そう思いませんか。

だからその辺、市長、助役さんがどのように見通して、どういうふうはこの道を歩もうとしておるのか、僕はさっぱりわからないところでありましてけれども、ただ、やっぱり私たちが判断すべきは、やっぱり判断するに足る材料をもってイエス、ノーを言わせてほしい。そこのところを、もう少し精査するだけのものが出るのか出ないのかという問題が、この扇山の問題にかかわってくるので、この3日間で僕は7人目か8人目ですが、僕は、それならここまで僕の考えを言って皆さんの判断を仰ぎましょう。

韓国に60万足す60万をという話。それはある意見は、「何でばかな、そんなもので足りるか」とか、あるいは「何で今の日韓の情勢でそんなものが話になるか」というような御意見の方もいらっしゃるようですが、どうなのでしょうね、これまで観光協会や旅館ホテル組合や別府市が韓国に、いわゆる別府観光という形でアクセスをとりながら、そして幾つかのパイプをつなぎながら宣伝をしていく。そういうものに、この扇山に会員をふやして扇山にお客を呼ぼうという動きは全く関係ないものなのですかね。僕はそこを有機的にもう少しつなぎながら、どうして、ああ、それならこれはこのぐらいなら可能だよ、このぐらいしか、しかしこれは限界だよ。そして日本人に100万というのは無理ではないか、何やかんや入れても70万なら何口か売れるのではないかとか、何かそういう建設的な意見が一切聞かれないまま、何か非常に後ろ向きで、凍結したらどうするか、こうだったらどうするか。それはもう市民の税金だから大変だ。それはそうです、ぼくはそう思います。ただそれだけではなくて、本当にいろいろな案を検討した結果、だめならだめで、僕はだめなものだめなものだと思うのですよ、いつでも。だけれども、何を検討したのかな、何が検討できたのかなといったときに、ほとんどの中身を検討せんまま私は

判断を求められているような気がしてならんのです、この問題は。だから、そのところでもう少しいろんな見方からこの問題というのは考えればいかと思うのですが、しかし事期日が、もう早いときには10月返済が入ってきておるわけですね。

だからそこを踏まえて、僕はこれは継続というのにはあり得ん、そういうことを考えたら継続というのにはあり得んから、もうイエスかノーの二つに一つだと思ふのですけれども。ただもう一点。検討資料もないのが一つだけれども、皆さん、「ノー」という空気があるのですが、そして僕もどっちかといったら「ノー」の意見なのですが、ただ、そういう意見を持ちながら不安なのは、といて、それではその後、崩山はどうなるのかなというのが見えるようで見えないのです。そして見えようが見えまいが、そんなことは構わんと言っているのかな。そこも、私個人的には不安になっておるところです。

だから、せっかく市が提案をしてきた。議会という場でそれを審議をし、それぞれの意見を出す。そのときに私も最終的な結論を出さねばならんわけでありまして、ただお願いをしたいのは、もう少しね……。先ほど私が途中で言いましたね、何か議員を小ばかにしたような、そんなごまかしをしてはいかんという、駐車場の数の問題で言いましたけれども、僕はどこか根っこが同じように、もう一つ議員に対して真撃に対応して、最終的な判断をしっかりとね。私のところはこう考えるのだけれども、議会として本当にどう考えるのですかねという真撃に向き合うような、そういうところが今回もう一つ欠けておるのかなというふうに思います。

ちょっと中途半端な気持ちが残るのですが、それ以上何か言葉が出てきませんので、以上をもって終わります。

○議長（永井 正君） これをもって一般質問を終結いたします。

次に、日程第2により、議第98号平成16年度別府市一般会計歳入歳出決算及び平成16年度別府市各特別会計歳入歳出決算の認定についてを上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・浜田 博君登壇）

○市長（浜田 博君） ただいま上程されました議第98号は、平成16年度別府市一般会計歳入歳出決算及び平成16年度別府市各特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。

何とぞ御審議の上、よろしく願いいたします。

○議長（清成宣明君） 次に、監査委員から、一般会計及び各特別会計決算に対する審査意見の報告を求めます。

○監査委員（櫻井美也子君） ただいま上程されました議第98号平成16年度別府市一般会計・各特別会計の決算につきまして、地方自治法第233条第2項の規定に基づき審査いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

平成16年度の一般会計及び各特別会計の総計決算額は、歳入952億1,727万3,000円、歳出936億1,685万5,000円で決算されております。一般会計・各特別会計相互間で行われた繰入金・繰出金を控除いたしました純計決算額では、歳入901億7,859万円、歳出885億7,817万3,000円で、歳入歳出差引額は16億41万7,000円の黒字決算となっております。

なお、この純計決算額を前年度と比較いたしますと、歳入は0.3%、歳出は0.5%、いずれも減少いたしております。

次に、歳入歳出差引額から翌年度繰り越し事業にかかる繰り越し財源を差し引いた実質収支について見ますと、一般会計及び特別会計の実質収支の総額は15億1,825万1,000円の黒字となっております。内訳は、一般会計では5億4,709万9,000円、

特別会計では9億7,115万2,000円と、それぞれ黒字となっております。本年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は、1億4,574万6,000円の黒字となっております。

次に、平成16年度普通会計の財政指数を前年度と比較してみますと、財政力指数は0.607で0.009ポイント、公債費比率は10.2%で0.4ポイント改善されておりますが、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は91.1%で0.6ポイント上昇しております。

以上、決算審査の内容について概略を申し上げましたが、財政の現状は三位一体の改革により、地方交付税が前年に引き続き減少するなど、歳入面では一段と厳しい状況にありますが、今後とも税収入の確保や受益者負担の適正化等、各種財源の確保、滞納の整理などの債権回収にも積極的に取り組まれるとともに、歳出においても、多様化する住民ニーズに対応した行政サービスの向上を図り、効率的な財政運営を推進し、中・長期的な視野のもと、各種基金の積み立てなど財政の健全化に向けて一層の努力を期待するものであります。

今後の財政運営に当たっては、経済財政運営と構造改革に関する基本方針に基づく地方交付税制度の見直しなどの厳しい情勢を踏まえ、職員の意識改革と現状の組織や業務内容を十分精査し、コスト意識を持ち、費用対効果を図りながら、民営化や民間委託を一層推進され、行政評価システムの導入なども検討し、簡素で効率的な行財政体制を確立する必要があります。

終わりに、審査に付されました決算諸表は、関係法令の規定に準拠して調整され、その計数は関係諸帳簿及び証拠書類と正確に符合し、適正なものと認められたところであります。

平成16年度の各会計決算の内容等詳細につきましては、お手元に配付いたしております「決算審査意見書」により御了承を賜りたいと存じます。

以上、簡単ではありますが、決算審査の結果についての御報告といたします。

○議長（永井 正君） 以上で、議案に対する提案理由の説明並びに一般会計及び各特別会計決算に対する審査意見の報告は終わりました。

これより質疑を行います。（「動議」と呼ぶ者あり）

○2番（嶋 幸一君） 私は、この際、特別委員会設置に関する動議を提出いたします。

上程中の議第98号平成16年度別府市一般会計歳入歳出決算及び平成16年度別府市各特別会計歳入歳出決算の認定については、その内容が広範多岐にわたるところから、質疑を打ち切り、その審査のため決算特別委員会を設置し、これに付託して重点的に審査を行うこととし、その委員の数及び人選については議長に一任することの動議を提出いたします。（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（永井 正君） ただいま、2番嶋幸一君から、議第98号平成16年度別府市一般会計歳入歳出決算及び平成16年度別府市各特別会計歳入歳出決算の認定については、その内容が広範多岐にわたるところから、質疑を打ち切り、その審査のため決算特別委員会を設置し、これに付託して重点的に審査を行うこととし、その委員の数及び人選については議長に一任する旨の動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。よって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） 御異議なしと認めます。

よって、2番嶋幸一君提出の動議は、可決されました。

お諮りいたします。

ただいま設置され、議長に一任されました決算特別委員会の委員の数は9名とし、

|     |   |   |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|---|---|
| 4番  | 国 | 実 | 久 | 夫 | 君 |   |
| 6番  | 萩 | 野 | 忠 | 好 | 君 |   |
| 11番 | 松 | 川 | 峰 | 生 | 君 |   |
| 12番 | 池 | 田 | 康 | 雄 | 君 |   |
| 14番 | 野 | 田 | 紀 | 子 | 君 |   |
| 17番 | 高 | 橋 | 美 | 智 | 子 | 君 |
| 20番 | 清 | 成 | 宣 | 明 | 君 |   |
| 25番 | 岩 | 男 | 三 | 男 | 君 |   |
| 31番 | 村 | 田 | 政 | 弘 | 君 |   |

以上9名の方々を御指名いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） 御異議なしと認めます。

よって、以上9名の方々を決算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

お諮りいたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。明日16日から21日までの6日間は、委員会審査及び休日等のため本会議を休会とし、次の本会議は、22日定刻から開会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） 御異議なしと認めます。

よって、明日16日から21日までの6日間は、委員会審査及び休日等のため本会議を休会とし、次の本会議は、22日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時50分 散会